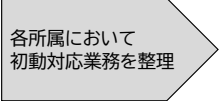
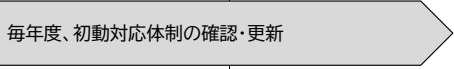
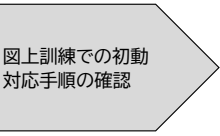
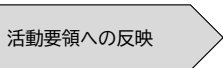
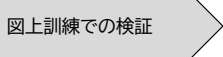
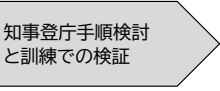
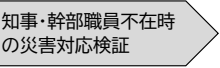
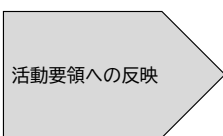
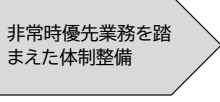
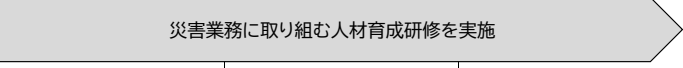
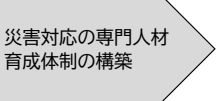
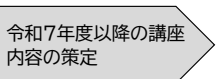
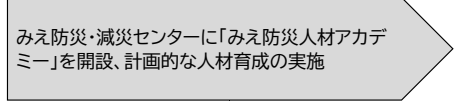


南海トラフ地震対策の強化に向けた取組方針
【発災当初から復旧フェーズ版】
～能登半島地震支援活動の「気づき」をふまえて～

具体的な取組状況一覧表(80項目99取組)

令和7年5月20日

取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
初動対応										
1	1(1) 非常参集	1(1)① 職員の多くが参集できない場合の対応の検討	職員の多くが参集できないことを想定して、限られた人員の中でも優先的に実施すべき初動対応の手順を明確にする。 また、訓練や研修を通じて誰もが優先すべき初動対応を理解し、実践できる体制を整備する。 【県】【市町】	【各所属における初動対応体制整備】 ○所属研修において、各職員の非常参集ルートの確認及び発災初期における想定参集人数を所属内でリスト化し、各所属で参集した人員の業務を整理する(R6～)	○所属研修において、各職員の非常参集ルートの確認及び発災初期における想定参集人数を所属内でリスト化し、各所属で参集した人員の業務を整理した。 ※毎年度各所属において、初動対応体制の確認・共有を行う。				防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
2			職員の多くが参集できないことを想定して、限られた人員の中でも優先的に実施すべき初動対応の手順を明確にする。 また、訓練や研修を通じて誰もが優先すべき初動対応を理解し、実践できる体制を整備する。 【県】【市町】	【初動対応の手順の明確化と訓練等の実施】 ○限られた人員で災害対応を実施するため、災害対策本部各部隊や各所属において、優先的に実施すべき初動対応の手順、情報収集すべき項目を訓練を通じて確認する(R6) ○訓練結果を部隊活動要領に反映する(R7)	○令和6年度第2回三重県総合図上訓練において、各部隊や各所属における災害発生時の対応手順や情報収集すべき事項についてシナリオを作成した。 ○当該訓練を踏まえた課題への対応方策を検討し、整理を行った。		 		防災対策部	R6～7 対応予定
3	1(2) 災害対策本部の設置・運用	1(2)① 災害対策本部会議を早期に開催する体制の検討	首長や幹部職員など、災害対策本部長や本部員が発災直後に参集できない場合の連絡手段や対応を改めて確認し、災害対策本部会議を早期に開催できるよう体制を整備する。 【県】【市町】	【幹部職員の安否確認、連絡方法等の整理】 ○災害対策本部会議を早期に開催できるよう、発災直後に知事や幹部職員が参集できないケースを想定した訓練を実施し、知事や幹部職員の連絡手段や不在時の対応について検証する(R6) ○訓練の検証結果をふまえ、知事や幹部職員が発災直後に参集できない場合の連絡手段や不在時の対応について本部運営要領や部隊活動要領へ反映する(R7)	○「令和6年度第1回三重県総合図上訓練」及び「大規模災害発生時本部長広域移動訓練」において、知事の登庁手順と連絡手段を検討した。 ○代理職員による災害対策本部会議及び本部活動の実施について検証した。	 			防災対策部	R6～7 対応予定
4		1(2)② 非常時における組織・業務運営体制の検討	各職員が迅速に対応できるよう、あらかじめ各所属で職員ごとの役割を明示した非常時の体制表を作成して備える。 また、各職員が、業務の集中する部署への応援業務を災害時の役割として正しく認識し、主体性を持って迅速に行動できるよう、全職員を対象とした研修・訓練を通じて人材育成に取り組む、状況の変化に応じて迅速に人員を増強できる体制を整える。 【県】【市町】	【非常時優先業務を踏まえた体制整備】 ○全所属で非常時の体制表(非常時優先業務整理票)を作成する(R6) ○応援業務を災害時の役割として正しく認識し、主体性を持って迅速に行動できるよう、全職員を対象とした研修を行う(R6～)	○全所属で所属研修を実施し、災害時における所属の役割を確認した。 ○非常時優先業務を検証し、非常時優先業務整理票を作成、更新した。 ※毎年度、人材育成計画に基づき職員の育成を進めるとともに、所属研修を通じて、非常時優先業務の見直し、更新を行う。				防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
5		1(2)③ 災害対応の専門的な知見を有する人材の育成	南海トラフ地震では、県内全域が被災することが想定されるため、被災市町の災害対応を的確に支援できるよう、総務省が実施する「災害マネジメント総括支援員(GADM)」(災害対応に関する知見を有し管理職の経験等を有する者)や「災害マネジメント支援員」(避難所運営や罹災証明書の交付業務等の災害対応業務に関する知見を有する者)の養成研修を活用するなど、県と市町が連携し、災害対応の専門的な知見を有する人材を計画的に育成する仕組みを検討する。 【県】【市町】	【災害対応の専門人材育成体制の構築】 ○災害対応の専門人材を育成するための仕組みを構築する(R6) ○GADM等の研修等を活用し、計画的に専門人材の育成を行う(R6～)	○災害対応の専門的な知見を有する人材を育成するための仕組みを構築した。 (みえ防災人材アカデミーの創設) ○GADM等の研修等を通じて災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等の専門人材を30名育成した。 ※今後計画的に専門人材の育成を進めていく。				防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
6			南海トラフ地震では、県内全域が被災することが想定されるため、被災市町の災害対応を的確に支援できるよう、総務省が実施する「災害マネジメント総括支援員(GADM)」(災害対応に関する知見を有し管理職の経験等を有する者)や「災害マネジメント支援員」(避難所運営や罹災証明書の交付業務等の災害対応業務に関する知見を有する者)の養成研修を活用するなど、県と市町が連携し、災害対応の専門的な知見を有する人材を計画的に育成する仕組みを検討する。 【県】【市町】	【市町における災害対応人材の確保】 ○防災人材育成研修を検証する(R6) ○災害対応人材の育成を目的とした講座内容を策定する(R6)	○被災地支援経験のある県職員及び市町職員によるワーキンググループを設置し、目指す職員像と必要な能力を検討のうえ、令和7年度以降の人材育成プログラムを策定した。 ※みえ防災・減災センター内に「みえ防災人材アカデミー」を開設し、計画的な人材育成を実施していく。	 			防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)

取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
7	1(3) 情報収集	1(3)① 発災直後からの被害情報の収集	応援機関が到着後速やかに活動を展開できるよう、発災直後から要救助者や火災の発生状況、通行可能な道路の情報などを収集・把握する手段と、応援機関との間での情報共有ができる仕組みを検討する。 【県】【市町】	【応援機関と速やかに情報共有ができる仕組みの構築】 ○ 現場で活動する機関(自衛隊、海上保安庁、警察、消防等)に対して、的確に情報提供ができるよう、訓練を通じて災害対策本部内に設置する「情報共有会議」や被災現場に設置する「現地合同調整所」の運用を確認するとともに、訓練の検証結果を部隊活動要領に反映する(R6) ○ 災害対策本部で救助機関が参加する情報共有会議の運用訓練を実施する(三重県総合図上訓練(9/6)で検証)(R6) ○ 被災現場において、自衛隊・海上保安庁・警察・消防等が参加する現地合同調整所を設置し、中止基準や活動内容、活動範囲等を確認・迅速に各機関が情報共有する訓練を実施する(三重県総合防災訓練(12/8)で検証)(R6) ○ 訓練の検証を通じて継続的に活動要領の実効性向上を図る(R6～)	○9月6日の三重県総合図上訓練、12月21日の緊急消防援助隊図上訓練にて災害対策本部内に設置する【情報共有会議】を実施。各機関の代表者の確認、進出拠点、活動拠点、活動内容などの情報を共有した。 ○12月8日の三重県総合防災訓練にて被災現場に設置する【現地合同調整所】訓練を実施。自衛隊、海上保安庁、警察、消防等で活動方針や中止基準などの情報を共有した。 ○訓練の検証結果を踏まえて、令和6年度中に対策班に係る部隊活動要領を作成した。 ※今後も訓練の検証を通じて活動要領の実効性を向上させていく。	総合図上訓練で「情報共有会議」の運用を確認 総合防災訓練で「現地合同調整所」の運用を確認 対策班活動要領を作成	訓練の検証を通じて活動要領の実効性向上	防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)	
8		1(3)② 緊急派遣チーム(リエゾン)の派遣による情報収集	緊急派遣チーム(リエゾン)を確実に被災市町へ派遣するため、市町ごとに交代要員も含め7名体制を整備しているが、人員が集まらない場合への対応について検討する。 【県】	【緊急派遣チーム運用マニュアルの改訂】 ○ 緊急派遣チーム登録職員が参集できない場合でも対応できるよう、緊急派遣チーム登録職員の参集状況に応じた派遣予定市町の変更やチームの再編成の手順等について緊急派遣チーム運用マニュアルへ反映する(R6) ○ 災害時派遣や訓練の検証によって継続的にマニュアルの実効性向上を図る(R6～)	○令和6年度第2回三重県総合図上訓練で検討した、緊急派遣チーム参集不可を想定したシナリオ等を、緊急派遣チーム運用マニュアルに反映した。 ※ 今後も災害時派遣や訓練の検証によって継続的にマニュアルの実効性向上を図る。	図上訓練での初動対応手順の確認 マニュアルへの反映	災害時派遣や訓練の検証によるマニュアルの実行性向上	防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)	
9		1(3)③ 通信機能の確保	現在整備している地上系及び衛星系防災行政無線、有線系通信設備といった通信網に加え、災害時に通信機能が喪失した地域で利用できる可搬型の衛星携帯電話など多様な通信手段を確保する。 【県】【市町】	【三重県防災通信ネットワークの維持管理】 ○防災通信ネットワーク(地上系、衛星系防災行政無線、有線系通信設備)の維持管理を最適化する(R6/R7)	○県庁、各端末局、中継所について、通信機能を維持するため、12/2～3/13にかけて設備点検を実施。	防災通信ネットワーク点検を実施	防災通信ネットワークの維持管理最適化	防災対策部	R6～7 対応予定	
10			1(3)④ インターネット環境の整備	通信インフラが被害を受けた災害現場において、安定したインターネット環境を確保するため、衛星通信設備(スターリンク、発電機等の電源)の整備を進める。 【県】【市町】	【スターリンクの整備】 ○ 本庁及び各地域庁舎等にスターリンクを配備し、安定したインターネット環境を確保する(R6/R7) ○本庁、伊勢庁舎、尾鷲庁舎、熊野庁舎及び防災ヘリ事務所に配備する(R6) ○上記以外の地域庁舎(桑名庁舎、四日市庁舎、鈴鹿庁舎、津庁舎、松阪庁舎、伊賀庁舎、志摩庁舎)への配備を進める(R7)	○以下の箇所にスターリンクを配備した。(5箇所) ・県庁 ・伊勢庁舎 ・尾鷲庁舎 ・熊野庁舎 ・防災ヘリ事務所	災害に強いインターネット環境の整備	防災対策部	R6～7 対応予定	
11				通信インフラが被害を受けた災害現場において、安定したインターネット環境を確保するため、衛星通信設備(スターリンク、発電機等の電源)の整備を進める。 【県】【市町】	【スターリンク、衛星携帯電話の整備】 ○SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)のうち、①三重県立看護大学(グラウンド及び体育館)、②三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)ヘリポート及び県営サンアリーナの2か所にスターリンクを整備する(R6) ○SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)のうち、①伊坂ダム、②三重大学グラウンドの2か所に衛星携帯電話を整備するとともに、県型保健所8か所、北勢福祉事務所の衛星携帯電話を更新する(R7)	○SCU(広域搬送拠点臨時医療施設)のうち、①三重県立看護大学(グラウンド及び体育館)、②三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)ヘリポート及び県営サンアリーナの2か所にスターリンクを整備した。 ○令和6年度中部ブロックDMAT実動訓練に併せてスターリンクの活用について確認を行った。	スターリンクの整備	衛星携帯電話の整備	医療保健部	R6～7 対応予定
12	1(3)⑤ 被災自治体・応援機関の間で情報共有できる方法の検討	被災自治体と応援機関との間での情報共有ができる仕組みをあらかじめ検討する。具体的には、救助要請にかかる情報、孤立可能性のある集落にかかる情報、通行可能な道路情報や道路啓開の見通しなど、災害対応時に、被災自治体から応援機関に対して提供・共有すべき情報を事前に想定した上で項目として整理しておく。 また、これらの情報を被災自治体と応援機関との間で共有する場(会議等)もどのように設けるか想定しておくほか、一連のオペレーションを担う職員の明確化とそれら職員の訓練や研修による育成などについても取り組む。 【県】【市町】	【初動時の情報収集項目】 ○県が市町に対して情報収集する項目を設定し、市町と共有(R6) ○孤立可能性のある集落について現況を調査し、その結果をとりまとめ防災関係機関に情報共有を行う(R7)	○県が市町に対して情報収集する項目を総括部隊活動要領に記載した。	市町に対する情報収集項目を設定し、県と市町とで共有	孤立可能性集落の現況調査を実施とりまとめ結果を防災関係機関共有	防災対策部	R6～7 対応予定		

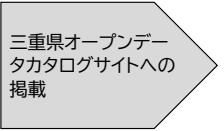
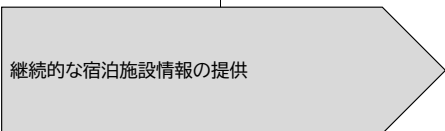
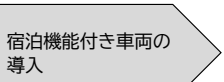
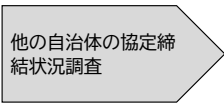
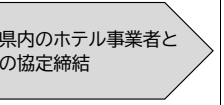
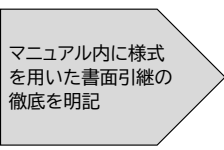
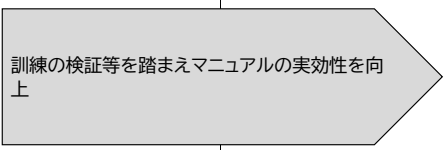
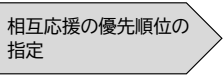
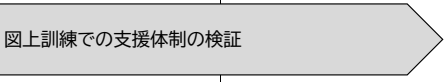
取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
13	1(3) 情報収集	1(3)⑤ 被災自治体・応援機関の間で情報共有できる方法の検討	被災自治体と応援機関との間での確に情報共有ができる仕組みをあらかじめ検討する。 具体的には、救助要請にかかる情報、孤立可能性のある集落にかかる情報、通行可能な道路情報や道路啓開の見通しなど、災害対応時に、被災自治体から応援機関に対して提供・共有すべき情報を事前に想定した上で項目として整理しておく。 また、これらの情報を被災自治体と応援機関との間で共有する場(会議等)もどのように設けるか想定しておくほか、一連のオペレーションを担う職員の明確化とそれら職員の訓練や研修による育成などについても取り組む。 【県】【市町】	【応援機関との情報共有手法の明確化と訓練・研修の実施】 ○ 応援機関に対して要救助者や火災の発生状況、通行可能な道路など、被災地で活動するうえで必要となる情報を的確に提供できるよう、災害対策本部内に設置する情報共有会議で応援機関に対して共有すべき情報や共有方法を整理する(R6) ○ 情報共有会議の運営について検証する。(三重県総合図上訓練(9/6)、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練(12/21)で検証)(R6) ○ 本庁各部局において、優先して情報収集すべき項目や情報収集先を整理する。また、情報共有を担う職員の役割を明確にするとともに、習熟訓練や研修を行う(R7) ○ 訓練の検証結果を部隊活動要領へ反映する(R7)	○災害対策本部内に設置する情報共有会議で応援機関に対して共有すべき情報を消防庁通知「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」に基づき整理したうえで、情報共有会議の運営について検証した。(三重県総合図上訓練(9/6)、緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練(12/21)で検証) ○訓練の検証結果を部隊活動要領(対策班活動要領)へ反映した。	図上訓練及び緊援隊中部ブロック合同訓練で情報共有会議の運営方法の確認	活動要領への反映 対策班マニュアルの作成 配備要員の研修・訓練の実施		防災対策部	R6～7 対応予定
14		1(3)⑥ 児童生徒の安否確認の手段の検討	非常時の保護者との連絡手段について、連絡アプリが使用できない状況での対応方法を明確にし、平時から保護者と共有する。 また、災害時の家庭訪問に関するルールや実施方法を検討するとともに、児童生徒が避難所に避難した場合の情報収集の方法について、平時から保護者と共有する。 【県】【市町】	【児童生徒の安否確認体制の整備】 ○連絡アプリの活用や具体的な安否確認方法は各学校が運用していることから、市町等教育長会議、県立学校長会や市町等教育委員会の訪問等の機会を通じて、学校の児童生徒の安否確認方法の聴き取りや連絡アプリの有用性について説明を行う(R6/R7)	○輪島市教育委員会教育長等を招聘し、有用な児童生徒の安否確認方法の説明を学校関係者に行った。 ○学校防災取組状況調査において、公立学校の児童生徒への安否確認方法を調査した。 ○全市町等教育委員会を訪問し、能登半島地震支援の報告書を基に児童生徒や教職員への安否確認方法について意見交換を行い、先進事例等の情報共有を行った。 ○県立学校に対して、教職員への安否確認方法を調査した。	公立学校の児童生徒への安否確認方法を調査 市町等教育委員会を訪問し、聴き取りと先進事例を情報共有 県立学校に対して教職員の安否確認方法を調査	連絡アプリ活用 の有用性を説明 市町及び県立学校に対して多様な通信手段の活用を依頼		教育委員会事務局	R6～7 対応予定
15	1(4) 国・救助機関等への応援要請	1(4)① 受援体制の整備	応援派遣を通じて得られた気づきや課題をふまえ、市町の意見を聴きながら、三重県広域受援計画の検証及び見直しを行う。 また、三重県市町受援計画手引書を改定し、県と市町が連携した受援体制の強化を図る。 【県】【市町】	【三重県広域受援計画の検証・見直しと三重県市町受援計画手引書の改定】 ○応援機関の円滑な受入れや、応援機関からの確な情報収集ができる体制を整備するため、三重県広域受援計画の検証及び見直しにより受援体制を強化する(R6/R7) ○見直した三重県広域受援計画を踏まえた三重県市町受援計画手引書を改定する(R8)	○能登半島地震の気づきや課題を踏まえ、三重県広域受援計画見直しのポイントを整理した。	三重県広域受援計画の検証・見直しのポイントを整理	三重県広域受援計画の見直し	三重県市町受援計画手引書の改定	防災対策部	R6～8 対応予定
16		1(4)② 応援機関の執務環境の確保	災害対策本部を十分に機能させるため、平時からオペレーションルームなどのレイアウトを検討しておく。 また、応援機関の活動拠点となる執務スペースや通信環境などの執務環境を適切に確保し、受援計画に盛り込む。さらに、実効性を確保するための訓練を実施する。 【県】【市町】	【機能的な活動スペースの使用方法を検討】 ○ 確保すべき執務スペースの規模を明確にするため、各部局に対して受入れ可能性のある応援機関とその派遣規模について調査するなど、災害対策本部が十分に機能するよう、平時からオペレーションルームなどのレイアウトを検討し、図上訓練で検証する(R6) ○ 訓練の検証結果を三重県広域受援計画や本部運営要領に反映する(R7) ○ 南海トラフ地震発生時に、応援機関から三重県庁に対して派遣される人数を確認する(R7) ○ 応援機関の活動拠点となる執務スペースや応援機関が使用する通信手段(WEB会議用機器)を確保する(R7) ○ 県庁講堂に関係機関を配置した場合、災害対策本部(本庁舎5階に設置)との間での情報共有や、要請依頼等の連携体制について図上訓練を通じて検証する(R7)	○令和6年度第2回三重県総合図上訓練において、受入可能性のある関係機関の配置を具体的に検討し、おおむねの配置場所を確保した。	図上訓練で新しいオペレーションルームのレイアウトを検証	受援計画や本部運営要領への反映 図上訓練を通じて効果的な応援機関等との情報共有等の連携体制の確立		防災対策部	R6～7 対応予定
17		1(4)③ 海路による進出・輸送ルート の確保	離島や孤立する可能性のある集落においては、空路に加え海路からの輸送ルートを確保することが重要である。 海路による通常輸送の検討のほか、港湾の利用が困難な状況も想定し、船舶を有する第四管区海上保安本部及び海上自衛隊と連携した訓練を実施する。 また、三重県水難救済会との協定を活用した船舶による物資等の輸送を検討するとともに、訓練を通じて連携を図る。 【県】【市町】	【海路を利用した物資搬送】 ○ 関係機関及び民間団体が保有する船舶の特性をふまえた効果的に海路による物資搬送が行えるよう、訓練を通じて連携強化を図る(R6) ○ 大型港への物資輸送は、海上保安庁が保有する巡視船艇及び巡視船艇に搭載している小型艇や、海上保安庁が保有する艦艇及び艦艇に搭載している小型艇により大量の物資を輸送できることから、訓練を通じて連携強化を図る(R6) ○ 漁港への物資輸送は、海上保安庁や海上自衛隊が保有する大型船は入港できないため、三重県水難救済会及び中部小型船安全協会の所属船による物資輸送が有効であることから、訓練を通じて連携強化を図る(R6) ○ 関係機関及び民間団体が保有する船舶の特性を踏まえ、効果的な海路物資輸送が行えるよう、訓練を通じた連携の強化を図る(R7～)	○海路を利用した物資輸送については、三重県総合防災訓練(12/8)(12/21、22)において、海上自衛隊、海上保安庁、中部地方整備局等の関係機関及び三重県水難救済会、中部小型船安全協会などの民間団体と連携した物資輸送訓練を実施し、連携の強化を図った。	物資輸送訓練を通じて有効性を検証	物資輸送等の訓練により有用性を検証及びさらなる連携強化		防災対策部	R6～7 対応予定

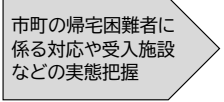
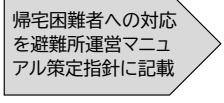
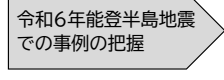
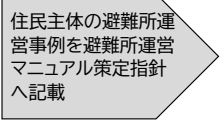
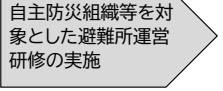
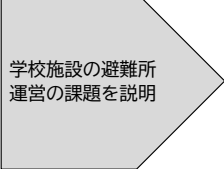
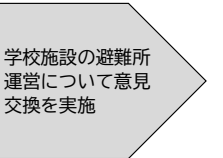
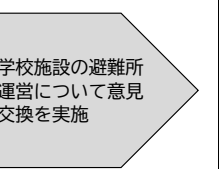
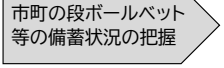
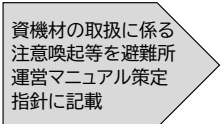
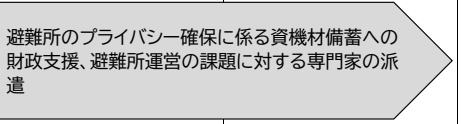
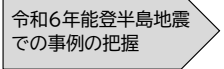
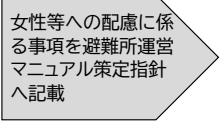
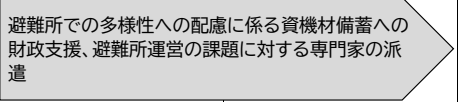
取組 番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
18	1(4) 国・救助 機関等への 応援要請	1(4)④ 業務内容 に応じた 活動拠点 の確保	国・救助機関等からの応援を円滑に受け入れることができるよう、各市町、各地域ごとに、応援機関の進出先となる活動拠点を確保するほか、宿泊場所となる施設等の受入れ可能人数や、会議室等の有無、駐車可能台数(大型車、小型車等)などの情報を県と市町で共有する。 【県】【市町】	【応援機関の活動拠点及び宿泊場所等の確保】 ○応援機関の活動拠点を整理する(R6) ○宿泊場所を整理する(R7) ○整理した結果を市町へ共有する(R7)	○応援機関の活動拠点を整理した。	応援機関の活動拠点の整理	宿泊場所の整理 整理内容を市町へ共有		防災対策部	R6～7 対応予定
19		1(4)⑤ 仮設トイレの供給 体制の強化	国からの支援だけに頼るのではなく、関係団体との協定締結等により、仮設トイレの供給体制を強化する。 また、トイレが設置された行政庁舎や仮設トイレの設置場所から離れ、トイレが利用できないエリアで活動する応援職員にトイレ携行品(簡易トイレ用ポンチョ、トイレットペーパーホルダー、折り畳みスコップ、軍手)を装備する。 【県】【市町】	【関係団体との協定締結による仮設トイレ供給体制の強化】 ○仮設トイレの供給体制を強化するため、関係団体と三重県との間で、災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に係る協定を締結する(R6) ○訓練等を通じて、協定の実効性及び相手方との連携強化を図る(R7～)	○一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部ブロック及び一般社団法人三重県建設業協会、三重県との間で「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」を締結した。(5/31締結) ※今後は訓練等を通じて協定の実効性及び相手方との連携強化を図っていく。	仮設トイレ等のあっせん・供給に係る協定を締結	訓練等を通じた協定の実効性及び相手方との連携強化		防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
20			国からの支援だけに頼るのではなく、関係団体との協定締結等により、仮設トイレの供給体制を強化する。 また、トイレが設置された行政庁舎や仮設トイレの設置場所から離れ、トイレが利用できないエリアで活動する応援職員にトイレ携行品(簡易トイレ用ポンチョ、トイレットペーパーホルダー、折り畳みスコップ、軍手)を装備する。 【県】【市町】	【災害対応時の応援職員用トイレ携行品の整備】 ○緊急派遣チーム用のトイレ携行品を整備する(R6)	○緊急派遣チーム用のトイレ携行品(簡易トイレ用ポンチョ、トイレットペーパーホルダー、折り畳みスコップ、軍手)を87セットを9地方部に整備した。 ※今後、各種計画等の見直しに応じて、必要数を把握し、追加購入する。	トイレ携行品の整備	各種計画等の見直しに応じ適宜追加購入		防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
21	1(5) 救助・救 急活動	1(5)① 迅速な津波避難の 推進	地震発生から津波到達まで時間的猶予がない地域において、津波避難タワーなど津波避難施設の整備や緊急避難場所の指定を進める。 また、津波発生時の避難行動について、住民への周知・啓発をより一層図るとともに、夜間の発生も視野に入れ、例えば、避難経路への照明設備の設置、夜間避難を想定したタウンウォッチングや訓練の実施など、いざという時に迅速に避難できるよう、自主防災組織による活動の活性化を通じて津波避難対策に取り組む。 【県】【市町】	【津波避難施設の整備促進及び夜間避難対策への支援】 ○市町の津波避難施設の整備計画の把握と、津波避難施設の整備にかかる財政支援を実施(R6) ○市町における夜間避難に関する取組について、実態を把握するとともに、夜間避難訓練の実施に必要な助言や取組事例の情報共有(R6)	○市町が計画している津波避難施設の整備見込みを把握し、整備に必要な経費に対して財政支援を行った。令和6年10月には志摩市において津波避難タワー3基が完成した。 ○市町等の要望に応じて県防災技術指導員を派遣し夜間避難対策の取組を支援するとともに、市町等防災担当者会議において県内市町で行われた夜間避難訓練の好事例を情報共有した。 ※令和7年度に創設する「いのちを守る防災・減災総合補助金」において支援するとともに、夜間避難訓練の取組に対し、優先的に採択を行う。	市町の津波避難施設の整備計画の把握 津波避難施設の整備にかかる財政支援の実施 市町における夜間避難に関する取組の実態把握 市町に対する夜間避難訓練の実施に必要な助言や取組事例の情報共有		防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)	
22		1(5)② 活動場所への進出 ルートの確保	受援側から応援側に対して円滑に救助・救援に向かうことができるルートの情報を迅速かつ確実に提供するため、県と市町が協力し、通行可能な道路情報や道路啓開、通行止め解除の見通しなどの情報を速やかに把握・共有できる体制を整える。 また、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化や、その他の道路についても道路を閉塞する恐れのある木造住宅の耐震化及び耐震性のない空き家等の除却を促進する。 【県】【市町】	【道路情報を速やかに把握・共有できる体制づくり】 ○通行可能な道路情報を速やかに把握・共有できるよう、三重県総合図上訓練において、県防災情報システムのGIS機能や国の防災情報システムを活用した道路情報の提供にかかる訓練を実施し、対応について検証する。(三重県総合図上訓練(9/6)で検証)(R6) ○社会基盤対策部隊活動要領等へ情報共有手順を記載するよう県土整備部へ働きかける(R7) ○通行可能な道路情報を速やかに把握・共有できるよう、国の防災情報システムについて訓練を通して、活用方法の検討を行う(R7) (※)内閣府防災調査チームが、現地(被災都道府県の災害対策本部等)で、国・自治体・民間の関係機関から、気象や地震等の状況やインフラ・ライフラインの被災状況、避難所・物資拠点の開設状況等の災害情報を集約する。こうして収集した情報を災害情報を重ね合わせるなどし、災害対応機関のニーズに応じた地図を国の防災情報システム上に作成し災害対応機関に共有する。	○令和6年度第2回三重県総合図上訓練において、防災情報システムGIS機能(作戦地図)を用いて、県土整備部から各部局への道路情報共有を行った。	図上訓練で道路状況の共有方法を検証 社会基盤対策部隊活動要領への反映を働きかけ 図上訓練で国の防災情報システムの活用方法を検証		防災対策部	R6～7 対応予定	
23			受援側から応援側に対して円滑に救助・救援に向かうことができるルートの情報を迅速かつ確実に提供するため、県と市町が協力し、通行可能な道路情報や道路啓開、通行止め解除の見通しなどの情報を速やかに把握・共有できる体制を整える。 また、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化や、その他の道路についても道路を閉塞する恐れのある木造住宅の耐震化及び耐震性のない空き家等の除却を促進する。 【県】【市町】	【迅速かつ確実な情報提供】 ○中部幹線道路協議会 道路管理防災・震災対策検討分科会 三重県小分科会において、沿岸部だけでなく、山間部の道路啓開計画についても「中部版くしの歯作戦」の一部として検討を行う(R6/R7) ○「中部版くしの歯作戦」の実効性を高めるため、通信機器の保有状況の確認や「くしの歯システム」の操作訓練などを実施する(R6～R8) ○円滑に救助・救援に向かうことができるルートを選定する際に、道路幅員等の情報を迅速かつ確実に提供できるよう、道路台帳附図の電子化を推進する(R6/R7)	○「中部版くしの歯作戦」の時点更新完了。 ○通信機器の保有状況確認済み。 ○「くしの歯システム」の操作訓練実施済み ※今後も引き続き、操作訓練を実施していく。 ○道路台帳附図の電子化 ⇒ 4事務所(桑名、四日市、鈴鹿、伊賀)分の電子化が完了した。	山間部を含めた「中部版くしの歯作戦」の検討 操作訓練の実施 道路台帳附図の電子化		県土整備部	R6～7 対応予定	

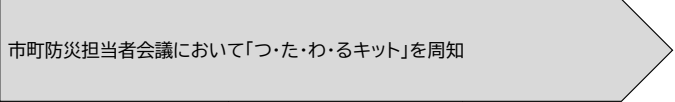
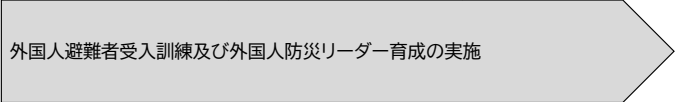
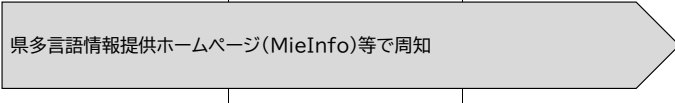
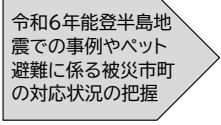
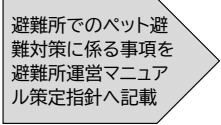
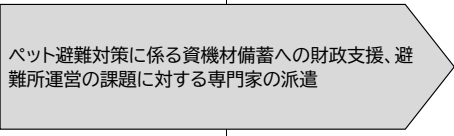
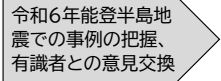
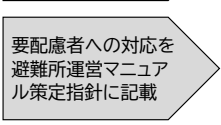
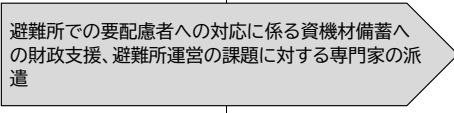
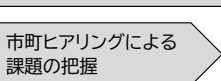
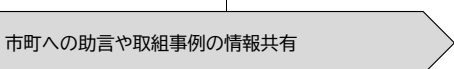
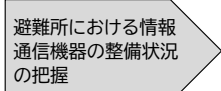
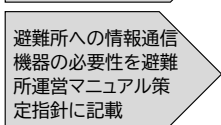
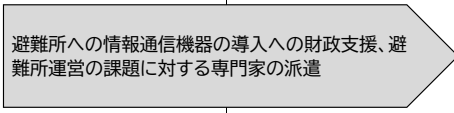
取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
24	1(5) 救助・救急活動	1(5)② 活動場所 への進出 ルートの 確保	受援側から応援側に対して円滑に救助・救援に向かうことができるルートの情報を迅速かつ確実に提供するため、県と市町が協力し、通行可能な道路情報や道路啓開、通行止め解除の見通しなどの情報を速やかに把握・共有できる体制を整える。 また、緊急輸送道路を閉塞するおそれのある沿道建築物の耐震化や、その他の道路についても道路を閉塞する恐れのある木造住宅の耐震化及び耐震性のない空き家等の除却を促進する。 【県】【市町】	【建築物の耐震化や空き家等の除去促進】 ○避難路沿道建築物及び木造住宅の耐震対策に対する支援と耐震改修等の促進を行う(R6～) 〈避難路沿道建築物の耐震化等〉 ○避難路沿道建築物の所有者への訪問等による働きかけを行う(13棟)(R6) ○避難路沿道建築物耐震化促進のための補助金交付要領の補助率改正に向けた取組を実施する(R6) ○避難路沿道建築物の所有者への訪問等による働きかけを行う(13棟)(R7) ○避難路沿道建築物の所有者への訪問等による働きかけを行う(R8) 〈木造住宅の耐震化等〉 ○耐震性のない木造住宅の耐震改修に係る補助限度額等の拡充を行う(R6) ○耐震性のない木造住宅の空き家の除却について、耐震診断によることなく、容易な耐震調査で補助を可能にする(R6) ○耐震性のない木造住宅の耐震改修(除却を含む)に係る補助を実施する(R6～R8) 参考:耐震性のない木造住宅の耐震改修及び空き家の除却に対する補助戸数 ・R6目標値:2,100戸[R4からの累計戸数](R4:600戸、R5:1,200戸、R6:2,100戸) ・R7目標値:3,100戸[R4からの累計戸数] ・R8目標値:3,900戸[R4からの累計戸数]	〈避難路沿道建築物の耐震化等〉 ○避難路沿道建築物の所有者への訪問等による働きかけを行った。<実績:13棟> ○避難路沿道建築物の耐震化促進に向けた取組として、補助限度額及び補助割合の見直し(引上げ)を行うため、補助金交付要領の改正を実施した。 〈木造住宅の耐震化等〉 ○耐震性のない木造住宅の耐震改修に係る補助限度額等の拡充を行った。 ○耐震性のない空き家の除却について、耐震診断によることなく、容易な耐震調査でも補助を可能とする見直しを実施した。 参考:耐震性のない木造住宅の耐震改修及び除却に対する補助戸数 ・R6目標値:2,100戸(R4からの累計戸数) ⇒ R6実績値:2,306戸(内訳 R4:719戸、R5:751戸、R6:836戸) ※今後も継続して、避難路沿道建築物の所有者への訪問等による働きかけ及び木造住宅の耐震改修に係る補助を実施していく。	〈避難路沿道建築物の耐震化等〉 避難路沿道建築物の所有者への訪問等による働きかけ 補助金交付要領の改正 〈木造住宅の耐震化等〉 木造住宅の耐震改修(除却を含む)に係る補助の実施 木造住宅の耐震改修に係る補助制度の拡充 容易な耐震調査で耐震性のない木造住宅の空き家の除却ができるよう補助制度の見直しを実施	県土整備部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)		
25		1(5)③ 住民の負担が 少ない耐震対策の検討	住民の負担が少ない耐震対策として、寝室など住宅内の一部に安全な空間を確保できる耐震シェルター等の設置にかかる費用を補助する制度を創設する。 【県】【市町】	【耐震シェルターの整備促進】 ○県の補助制度の創設と制度内容を周知(R6) ○県内市町で県の補助制度を活用されるよう促す(R6)	○令和6年7月、市町が実施する耐震シェルター助成制度に対する財政支援を開始し、22件の支援実績があった。 ○市長会、町長会や市町職員担当者会議等を通じ、市町に活用促進を図った。 ○大型商業施設での防災啓発等により、県民に対して補助制度を周知した。 ※令和7年度は、耐震診断を必要とする要件を撤廃し、より活用されるよう財政支援や周知活動を実施する。 ※引き続き、市町への支援を実施していく。	県補助制度の創設、市町への支援の実施 防災イベント等での耐震シェルターの設置促進の実施	防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)		
26		1(5)④ 孤立する可能性のある地域への対策	孤立する可能性のある地域について、孤立の要因や通信環境、物資の備蓄状況などの現状をあらためて確認する。 また、通信機器や物資等の空路及び海路での搬送方法について検討する。 【県】【市町】	【孤立可能性地域の備蓄状況確認及びドローンを活用するためのガイドラインの策定】 ○県及び市町の備蓄状況を確認する(R6/R7) ○孤立する可能性がある地域へのドローンを活用した物資輸送の実証調査を行い、県・市町がドローンを活用するためのガイドラインを策定する(R6/R7)	○モデル市町を決定した。	備蓄状況の確認 ドローン活用ガイドラインの策定	防災対策部	R6～7 対応予定		
27		1(5)⑤ 患者・要配慮者の搬送	孤立する可能性のある地域について、孤立の要因や通信環境、物資の備蓄状況などの現状をあらためて確認する。 また、通信機器や物資等の空路及び海路での搬送方法について検討する。 【県】【市町】	【空路及び海路による物資等の搬送方法の確認】 ○空路輸送については、民間事業者と連携し、ドローンを活用した孤立地区への物資輸送訓練を実施し、孤立地区への物資搬送について検証する(R6) ○海路輸送については、孤立する可能性が高い県南部地域を対象とし、海上輸送の拠点となる港等の調査を実施する(R6) ○訓練での検証を通じて、物資輸送等の実効性向上を図る(R6～)	◆陸路輸送 ○三重県・志摩市総合防災訓練(12/8)において、民間事業者(株式会社モビリティナビ)と連携し、ドローンを活用した孤立地区への物資輸送訓練を実施した。 ◆海路輸送 ○県南部地域における港については、尾鷲港及び鵜殿港の調査を実施。和歌山県であるが大型船が入港可能な新宮港の調査も実施した。 ※今後も訓練の検証を通じて空路及び海路による物資等輸送の実効性を向上させる。	総合防災訓練で物資搬送の運用方法を検証 海路輸送の拠点となる港等の調査を実施	訓練での検証を通じて、物資輸送等の実効性向上	防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)	
28	円滑に患者搬送を行うため、敷地内にヘリポートが整備されていない災害拠点病院に対して、ヘリポートの整備が促進されるような方策を検討するとともに、場外離着陸場を活用する場合でも、円滑に患者を搬送できるよう訓練を実施する。 また、患者、要配慮者の移送先の決定を石川県立中央病院において集約して行ったことも参考に、三重県としての患者、要配慮者の搬送の考え方を検討する。 【県】		【患者・要配慮者の搬送体制の整備】 ○災害拠点病院のヘリポート整備が進むよう、ヘリポート整備に係る補助金交付制度について、引き続き災害拠点病院に周知する(R6) ○令和6年度中部ブロックDMAT実動訓練において、場外離着陸場を活用した患者搬送の訓練を実施する(R6) ○令和6年能登半島地震における石川県での医療搬送体制、南海トラフ地震における三重県の被害想定を踏まえて、三重県独自の医療搬送体制を検討する(R6/R7)	○災害拠点病院のヘリポート整備が進むよう、ヘリポート整備に係る補助金交付制度について、引き続き災害拠点病院に周知した。 ○令和6年度中部ブロックDMAT実動訓練において、南勢中学校グラウンド(南伊勢町)、旧片田小学校グラウンド(志摩市)の場外離着陸場を活用した患者搬送の訓練を実施した。 ○令和6年度中部ブロックDMAT実動訓練の訓練企画において、従来の三重県の医療搬送体制について意見交換を行った。	補助金交付制度の周知 場外離着陸場を活用した訓練の実施 災害時における医療搬送体制の検討	継続的な補助金交付制度の周知 継続的な場外離着陸場を活用した訓練の実施 災害時における医療搬送体制の検討	医療保健部	R6～7 対応予定		

取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
29	1(5)救助・救急活動	1(5)⑥患者・要配慮者の搬送	物資や人員の輸送など、民間事業者等と連携した訓練を重ね、顔の見える関係づくりを進める。 また、能登半島地震で明らかになった課題をふまえ、民間事業者等との新たな協定締結を検討し、より幅広い分野での協力関係を構築する。 【県】【市町】	【民間事業者等との連携強化】 ○ 能登半島地震で明らかになった課題をふまえ、幅広い分野での民間企業との協力関係を構築するべく、庁内各部局に対して民間事業者等との新たな協定締結の促進に係る周知を行う(R6) ○ 能登半島地震の課題を踏まえ、孤立地区への物資搬送について、民間事業者と連携した訓練を実施する(R6) ○ 訓練等を通じて、協定の実効性及び相手方との連携強化を図る(R6～)	(民間事業者等との訓練) ○三重県・志摩市総合防災訓練(12/8)や三重県・鈴鹿市総合防災訓練(12/21、22)において、三重県トラック協会、株式会社モビリティナビなどの民間事業者等と物資や通信機材等の輸送訓練を実施したほか、同訓練において、中部電力パワーグリッド株式会社や株式会社サカイ引越センターなどの民間事業者等による啓発展示を実施し連携を図った。 (協定締結促進) ○各部局に対して、能登半島地震で明らかになった課題をふまえた民間事業者等との新たな協定締結の促進に係る周知を実施した。 (R6.10.10周知実施) ※引き続き民間事業者等と連携した訓練を実施していく。	総合防災訓練で民間事業者等と協定に基づく連携した訓練を実施 各部局に対して、民間企業等と新たな協定締結を周知	民間事業者等と連携した訓練の実施		防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
30		1(5)⑦大規模火災への対応力強化	南海トラフ地震発生時には本県においても同様の事態が発生する可能性があり、空中からの散水消火も選択肢の一つとなる。 発災時には、県災害対策本部に航空運用調整班を設置することになるが、国(政府本部又は官邸対策室等)の航空機運用総合システムの活用や自衛隊による局地航空交通情報に関する調整の支援を受けることとなるので、今回の経験をふまえ、国や自衛隊、各消防本部等と連携した訓練を実施し、空中消火を安全かつ確実に実施できる体制がとれるようにする。 【県】【市町】【消防本部】	【関係機関と連携した大規模火災対応体制の確立】 ○ 関係機関が連携し、円滑に空中消火を行えるよう、航空運用調整班のマニュアルを作成するとともに、航空運用調整班による関係機関(自衛隊、海上保安庁、警察、消防等)への確実・迅速な情報共有(活動内容、活動範囲、空域調整等)について検証する(R6) ○ 大規模火災を想定した訓練を実施する(R7)	○航空運用調整班(三重県防災航空隊)が航空運用調整マニュアルを作成、9月6日の三重県総合図上訓練、12月8日の三重県総合防災訓練、12月21日、22日緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練で活動範囲、活動内容、空域調整などの情報共有訓練を実施した。 ○12月8日の訓練では三重県防災航空隊が国府の浜海洋にて空中消火訓練を実施した。	マニュアル作成 図上訓練・総合防災訓練での対応手順の確認	大規模火災を想定した訓練の実施		防災対策部	R6～7 対応予定
31			南海トラフ地震発生時には本県においても同様の事態が発生する可能性があり、空中からの散水消火も選択肢の一つとなる。 発災時には、県災害対策本部に航空運用調整班を設置することになるが、国(政府本部又は官邸対策室等)の航空機運用総合システムの活用や自衛隊による局地航空交通情報に関する調整の支援を受けることとなるので、今回の経験をふまえ、国や自衛隊、各消防本部等と連携した訓練を実施し、空中消火を安全かつ確実に実施できる体制がとれるようにする。 【県】【市町】【消防本部】	【航空運用調整】 ○円滑な救助や火災防御活動を行うには、関係機関(国や自衛隊、各消防本部等)と連携した航空機による支援が重要であることから航空運用調整の訓練を実施する(R6) ○ ヘリコプターによる上空からの情報収集により、地上での消火活動を支援する訓練を実施する(R6) ○ 航空機の運用調整を行うため、ヘリコプター動態管理システム端末を更新する(R6) ※今後も訓練の検証を通じて、航空機運用調整などのICT化の推進を図る。	○県総合防災訓練において、ヘリコプターによる上空からの情報収集及び地上での消火活動を支援訓練を実施した。 ○ヘリコプター動態管理システム端末を更新した。 ○10月24日～26日の答志島海難救助では、関係機関と連携して救助を行うとともに、ヘリテレカメラ映像をネット回線で海上保安庁、県警と共有した。 ○11月16日の津市総合防災訓練で県防災ヘリコプターによる空中消火の訓練を実施した。 12月8日の三重県総合防災訓練で空中消火訓練を実施した。 ○2月1日のDMAT訓練で動態管理システム検証を実施した。	動態管理システム端末更新・ICT化推進 航空運用調整訓練 地上消火支援訓練	訓練検証 航空機運用調整などのICT化推進		防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
32		1(5)⑧航空運用体制の強化	航空運用調整班が航空救助や空中消火を円滑に実施できるよう、図上訓練等を通じて関係機関との連携や人員配置を確認するとともに、国や自衛隊から提供される航空調整に関する情報の活用の熟練度を高める。 【県】	【航空運用調整】 ○関係機関が連携し、円滑に救助や火災防御活動を行えるよう、航空運用調整班のマニュアルを作成するとともに、航空運用調整班による関係機関(自衛隊、海上保安庁、警察、消防等)への確実・迅速な情報共有(活動内容、活動範囲、空域調整等)について検証する(R6) ○動態管理システムや航空運用調整などのICT化により、効率的な支援を行う(R7/R8)	○9月6日の三重県総合図上訓練、12月8日の三重県総合防災訓練、12月21日、22日緊急消防援助隊で空域調整の課題を整理し、航空運用調整班(三重県防災航空隊)が航空運用調整マニュアルを作成した。 ○訓練での検証を踏まえ、令和6年度中に三重県災害対策本部対策班マニュアルを作成した。	マニュアル作成 図上訓練・総合防災訓練での対応手順の確認	マニュアル検証 航空運用調整班のICT化を推進	マニュアル検証 航空運用調整班のICT化を推進	防災対策部	R6～8 対応予定
33	1(5)⑨ヘリコプターの受援体制の整備	本県のヘリベースや広域防災拠点の駐機受入れ体制、ジェット燃料の調達方法、周辺で宿泊できる施設を再確認するとともに、訓練を通じて運用面で支障がないかを確認する。 【県】	【航空運用調整】 ○応援の航空隊を円滑に受け入れることができるよう、災害時のヘリベース及び広域防災拠点での駐機場や受入れ体制、ジェット燃料の確保、隊員の宿泊施設を確認する(R6) ○施設の確認結果をふまえ、災害時のヘリベース及び広域防災拠点におけるヘリコプターによる受援体制の課題を洗い出し、空路による支援体制を確立する(R7/R8)	○9月6日の三重県総合図上訓練、12月8日の三重県総合防災訓練、12月21日、22日緊急消防援助隊で受援体制の検証を行った。	訓練検証 受援体制見直し	拠点・ヘリベース見直し 受援体制整備	拠点・ヘリベース見直し 訓練検証	防災対策部	R6～8 対応予定	

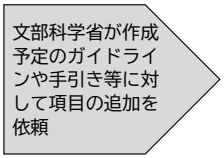
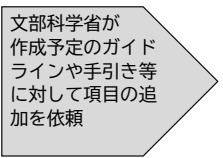
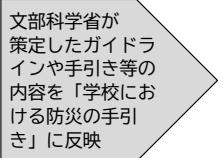
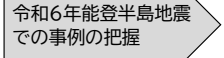
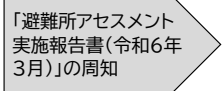
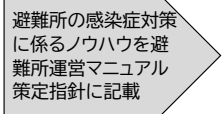
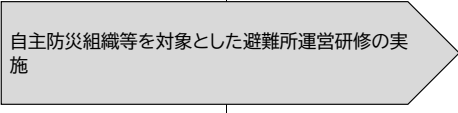
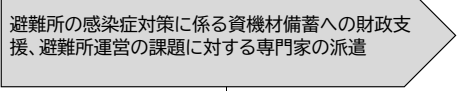
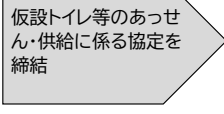
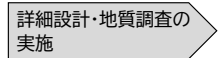
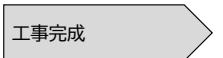
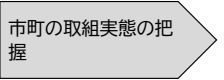
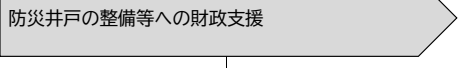
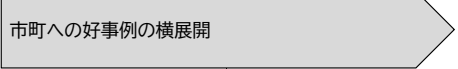
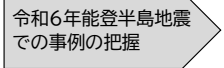
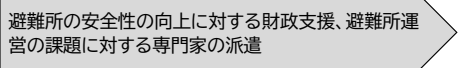
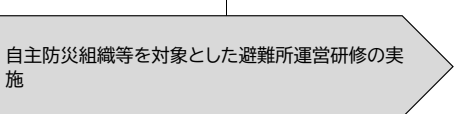
取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
34	1(5) 救助・救急活動	1(5)⑩ DMAT隊員の活動期間や活動内容の検討	DMATの支援活動が想定より長期化し、活動内容も多岐にわたったことをふまえ、活動期間や活動内容について整理・検討する。 【県】	【DMATの活動内容の整理】 ○令和6年能登半島地震におけるDMATの活動内容や課題等について情報共有を実施する(R6) ○令和6年度中部ブロックDMAT実動訓練の訓練検証会と併せて活動内容を検証する(R6)	○三重DMATを対象として研修会を実施し、石川県内及び三重県DMAT調整本部におけるDMAT活動について情報共有を実施した。 ○令和6年度中部ブロックDMAT実動訓練の訓練検証会と併せて活動内容を検証し、南海トラフ地震におけるDMAT活動について意見交換を実施した。 ※毎年度県内のDMATを対象としてDMAT活動の情報共有を行う。	DMATの活動内容の整理	県内のDMATを対象としたDMAT活動の情報共有		医療保健部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
35		1(5)⑪ 被害想定をふまえた備蓄の確保	地域医療構想区域単位で実施しているBCP策定の研修会を通じて、各病院でライフライン等の被害想定をふまえた備蓄の検討を呼びかける。 【県】	【被害想定をふまえた備蓄の確保】 ○BCP策定の研修会において、被害想定をふまえた備蓄の必要性を周知する。(R6/R7)	○地域医療構想区域8区域のうち4区域(桑員区域、鈴亀区域、伊賀区域、東紀州区域)で実施したBCP策定の研修会において、被害想定をふまえた備蓄の必要性を周知した。	研修会における周知	研修会における周知		医療保健部	R6～7 対応予定
36		1(5)⑫ 病院におけるトイレの確保	病院の断水時にも使用できる簡易トイレの確保について、地域医療構想区域単位で実施しているBCP策定の研修会を通じて周知する。 【県】	【病院におけるトイレの確保】 ○BCP策定の研修会において、病院の断水時にも使用できる簡易トイレの確保について周知する(R6/R7)	○地域医療構想区域8区域のうち4区域(桑員区域、鈴亀区域、伊賀区域、東紀州区域)で実施したBCP策定の研修会において、被害想定をふまえた備蓄の必要性を周知した。	研修会における周知	研修会における周知		医療保健部	R6～7 対応予定
37		1(5)⑬ DMAT隊員の確保	県内の災害拠点病院における災害医療体制の確立、支援活動を行うために必要なDMAT隊員を確保するため、三重県においてローカルDMAT隊員養成研修を実施し、県内のDMAT保有数の増加を図る。 【県】	【DMAT隊員の確保】 ○三重L－DMAT隊員養成研修を実施することで、三重DMAT隊員を継続的に養成できる体制を構築する(R6)	○三重L－DMAT隊員養成研修を実施することで、三重DMAT隊員を養成した。 ※毎年度三重L－DMAT隊員養成研修を実施し、継続的に三重DMAT隊員の養成を行う。	養成研修の実施	継続的な養成研修の実施		医療保健部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
38	1(6) 応援派遣	1(6)① 応援職員の活動拠点の確保	災害発生時に現地に派遣される応援職員が円滑に活動できるよう、宿泊機能付き車両やトイレカーを導入するほか、移動式活動拠点のさらなる確保に向け、民間事業者等との協定締結も進める。 また、各市町、各地域ごとに、対象となり得る宿泊可能な施設を県と市町で事前共有する。 【県】【市町】	【応援職員の活動環境整備(トイレカー導入)】 ○ 応援職員用のトイレカーを導入する(R6～R8)	○令和7年3月に物品購入契約を締結した。 (令和8年6月に導入予定)	トイレカーの導入			防災対策部	R6～8 対応予定
39			災害発生時に現地に派遣される応援職員が円滑に活動できるよう、宿泊機能付き車両やトイレカーを導入するほか、移動式活動拠点のさらなる確保に向け、民間事業者等との協定締結も進める。 また、各市町、各地域ごとに、対象となり得る宿泊可能な施設を県と市町で事前共有する。 【県】【市町】	【宿泊機能付き車両の導入】 ○ 災害発生時に現地に派遣される応援職員が円滑に活動できるよう、宿泊機能付き車両を導入する(R6) ○ 移動式活動拠点のさらなる確保に向け、民間事業者等との協定を締結する(R6) ○ 訓練等を通じて、協定の実効性及び相手方との連携強化を図る(R6～)	(宿泊機能付き車両) ○令和7年3月に納車(ハイエース) (協定締結) ○令和7年1月27日、一般社団法人日本RV協会と「三重県と一般社団法人日本RV協会との包括連携に関する協定」を締結。協定には「災害時における日本RV協会から三重県へのキャンピングカーの貸与」を定め、県内や他県での発災時における応援職員の活動拠点として活用する。 ※今後は訓練等を通じて協定の実効性及び相手方との連携強化を図っていく。	宿泊機能付き車両を購入 日本RV協会と災害時におけるキャンピングカーの貸与に係る協定を締結	民間事業者等と連携した訓練の実施		防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
40			災害発生時に現地に派遣される応援職員が円滑に活動できるよう、宿泊機能付き車両やトイレカーを導入するほか、移動式活動拠点のさらなる確保に向け、民間事業者等との協定締結も進める。 また、各市町、各地域ごとに、対象となり得る宿泊可能な施設を県と市町で事前共有する。 【県】【市町】	【活動職員の宿泊場所の共有】 ○平常時から宿泊可能な施設が確認できるよう、三重県オープンデータカタログサイトに、旅館業法に基づき把握している県内宿泊施設の一覧(客室数を含む)を掲載する(R6)	○三重県オープンデータカタログサイトへの掲載は実施済み。 ※継続的に最新の宿泊施設情報を提供していく。	三重県オープンデータカタログサイトへの掲載	継続的な宿泊施設情報の提供		医療保健部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)

取組 番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
41	1(6) 応援派遣	1(6)② 女性職員 が安心して活動 できる環境 整備	発災当初から被災地で女性職員が安心して活動できるよう、宿泊場所の確保などの環境整備を進める。 【県】【市町】	【活動職員の宿泊場所の共有】 ○平常時から宿泊可能な施設が確認できるよう、三重県オープンデータカタログサイトに、旅館業法に基づき把握している県内宿泊施設の一覧(客室数を含む)を掲載する(R6)	○三重県オープンデータカタログサイトへの掲載は実施済み。 ※継続的に最新の宿泊施設情報を提供していく。				医療保健部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
42			発災当初から被災地で女性職員が安心して活動できるよう、宿泊場所の確保などの環境整備を進める。 【県】【市町】	【活動環境の整備】 ○宿泊機能付き車両を導入する(R6) ○他自治体における応援職員等の宿泊場所の確保に係る協定締結状況を調査する(R6) ○県内のホテル事業者と県職員・応援職員のための宿泊施設の提供という協定を締結する(R7)	○宿泊機能付き車両(災害即応出動車)を導入した。 ○4自治体の協定状況を調査し整理した。	 			防災対策部	R6～7 対応予定
43		1(6)③ 確実に業務の引継ぎができる方法の検討	十分な引継ぎ期間の設定や派遣チームの職員を半数ずつの交代とするなど、派遣チームが交代する際に、業務の引継ぎが確実に行われる方法を検討する。 【県】【市町】	【緊急派遣チーム運用マニュアルの改訂】 ○緊急派遣チームの交代時に確実に業務引継ぎが実施できる方法を検討(R6) ○緊急派遣チーム内での引継ぎ方法について、緊急派遣チーム運用マニュアルの内容を改訂する(R6) ○既定の様式(緊急派遣チーム運用マニュアル)を用いた引継を徹底する(R6) ○緊急派遣チームの派遣期間内(発災から7日間)における休憩の取り方、交代時期の目安等を明確にする(R6) ○災害時派遣や訓練の検証によって継続的にマニュアルの実効性向上を図る(R6～)	○既定の様式(緊急派遣チーム運用マニュアル様式2～5)を用いた引継について、緊急派遣チーム運用マニュアルに記載するとともに、派遣期間内の休憩方法、交代時期等について目安として同マニュアル内に例示した。 ※今後も災害時の派遣や訓練の検証を踏まえマニュアルの実効性を向上させていく。				防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
44		1(6)④ 応援職員の派遣体制の強化	県職員の派遣に加え、市町職員による被災市町への応援派遣の仕組みを検討する。具体的には、県内市町を複数の地域ブロックに分け、ブロック単位による相互応援の枠組みをあらかじめ決めておく(三重県版カウンターパート)。あわせて、中長期的に当該支援を継続する仕組みを検討する。 【県】【市町】	【三重県版カウンターパート支援の体制確立】 ○三重県市町災害時応援協定の実施細目に記載しているブロック単位による相互応援について、優先順位を指定する(R6)	○市町連携協議会にて、ブロック単位の相互応援について合意し、支援体制を確立した。 ※今後、訓練で検証していく。				防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)

取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
被災者支援										
45	2(1)避難所運営	2(1)①観光客等の避難対策の検討	避難所としての利用を想定していない施設であっても、観光客など帰宅困難者向けに一時的に活用できる施設のリスト化など、想定以上の避難者が集まることをふまえた対応を検討しておく。 【県】【市町】	【帰宅困難者対策の強化】 ○市町に対して、帰宅困難者の発生に備えた対応や受入施設などの実態を把握する(R6) ○県民に対して、災害時帰宅支援ステーションを周知する(R6) ○帰宅困難者対策にかかる対応について、県の避難所運営マニュアル策定指針に記載する(R6) (※)災害時帰宅支援ステーション:事業者と「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結し、協定を締結している事業者の店舗を「災害時帰宅支援ステーション」と位置づけ、各店舗が可能な範囲で帰宅困難者への支援を実施。	○防災に関する避難所運営等の現況調査により災害時に帰宅が困難となった避難者等の避難所外避難者対策について実態を把握した。 ○県ホームページや防災イベントにおいて、発災直後の帰宅困難者へのお願いや県内の災害時帰宅支援ステーションを周知した。 ○帰宅困難者対策にかかる対応について、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定を行った。 ※引き続き、避難所外避難者対策について実態を把握するとともに、県民に対して災害時帰宅支援ステーションを周知を図っていく。	 			防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
46		2(1)②地域のつながりをいかにした避難所運営	他団体からの応援職員に避難所運営の支援を担ってもらう場合の運営体制の検討や、応援職員用のマニュアルを作成する。 また、三重県避難所運営マニュアル策定指針に好事例を反映させるとともに、策定指針をふまえ、必要に応じて避難所ごとの運営マニュアルに反映する。 【県】【市町】	【住民主体の避難所運営の促進する】 ○国における調査報告書や各種ガイドラインにより、令和6年能登半島地震での事例を把握(R6) ○国における調査報告書や各種ガイドラインから、住民主体による避難所運営を行っている事例について、県の避難所運営マニュアル策定指針へ記載する(R7) ○自主防災組織や自治会を対象とした避難所運営研修を実施する(R7)	○国において改定等がされた「避難所運営ガイドライン」、「避難所における良好な生活環境に向けた取組指針」、各種通知の内容をふまえ、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定を行った。今後、能登半島地震等での住民主体による避難所運営事例を収集し、市町へ情報共有を行う。		 		防災対策部	R6～7 対応予定
47			他団体からの応援職員に避難所運営の支援を担ってもらう場合の運営体制の検討や、応援職員用のマニュアルを作成する。 また、三重県避難所運営マニュアル策定指針に好事例を反映させるとともに、策定指針をふまえ、必要に応じて避難所ごとの運営マニュアルに反映する。 【県】【市町】	【地域のつながりを活かした避難所運営】 ○災害時に早期に学校再開を行うため、市町等教育委員会や県立学校訪問を通して、能登半島地震で課題となった学校施設の避難所運営についての説明や県内市町の学校施設の避難所運営方法の聴き取りを行う。また、県立学校において、大規模地震を想定した学校施設の避難所の開設や利用方法について訓練を行う(R6～R8) ※県立学校については、令和6年9月6日に県内に大規模地震が発生したことを想定して、避難所開設、避難者への対応や職員室、事務室、理科室などの避難所利用を制限する訓練を実施済	○市町等教育委員会を訪問し、能登半島地震で課題となった学校施設の避難所運営について説明するとともに、県内市町の学校施設の避難所運営方法について、市町防災担当者同席のもと、意見交換を実施した。 ○県立学校については、3か年で全県立学校の訪問し、能登半島地震で課題となった学校施設の避難所運営について説明するとともに、市町の避難所運営や避難所指定に向けた協力を依頼する。 (令和6年度は9月中旬までに実施した。)				教育委員会事務局	R6～8 対応予定
48		2(1)③プライバシーを確保するための対策の強化	避難者のプライバシーを確保するための資機材の整備を進めるとともに、資機材使用時の配慮事項や安全管理上の注意点について避難所運営訓練等を通じて、地域住民に啓発を行う。 【市町】	【避難所環境の充実強化】 ○市町におけるテントや段ボールベッド等の備蓄状況に関する実態を把握する(R6) ○資機材の取り扱いに関する注意喚起等について、県の避難所運営マニュアル策定指針に記載する(R6) ○避難所におけるプライバシー確保にかかる資機材備蓄への財政支援を実施する(R6)	○市町におけるテントや段ボールベッド等の備蓄状況に関する実態調査を実施した。 ○資機材の取り扱いに関する注意喚起等について、県の避難所運営マニュアル策定指針へ記載した。 ※令和7年度に創設する「いのちを守る防災・減災総合補助金」において、避難所の資機材備蓄に対して支援を実施する。また、避難所運営における市町の課題に対して解決を図るための専門家派遣を実施する。	 			防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
49		2(1)④女性避難者に配慮した避難所運営体制の確保	女性避難者のニーズに応えられるよう、避難所運営にあたる職員の男女構成を考慮した人員配置とする。 また、関係するマニュアル等への反映を検討する。 【県】【市町】	【女性に配慮した避難所運営の事例収集】 ○国における調査報告書や各種ガイドラインにより、令和6年能登半島地震での事例を把握する(R6) ○女性等への配慮に関する事項について、県の避難所運営マニュアル策定指針に記載する(R6) ○避難所における多様性に配慮するために必要な資機材備蓄への財政支援を実施する(R6)	○国において改定等がされた「避難所運営ガイドライン」、「避難所における良好な生活環境に向けた取組指針」、各種通知の内容をふまえ、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定を行った。 ※令和7年度に創設する「いのちを守る防災・減災総合補助金」において、避難所の資機材備蓄に対して支援を実施する。また、避難所運営における市町の課題に対して解決を図るための専門家派遣を実施する。	 			防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)

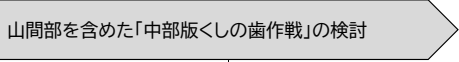
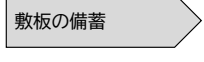
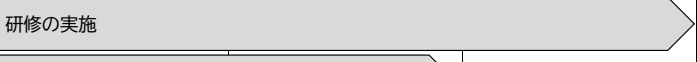
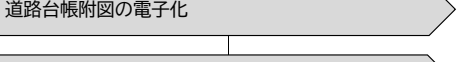
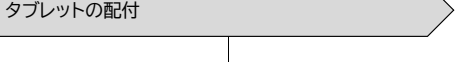
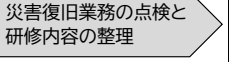
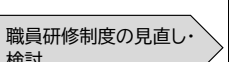
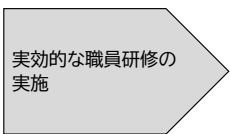
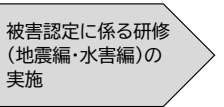
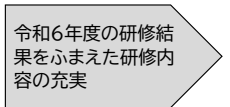
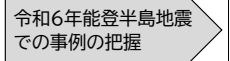
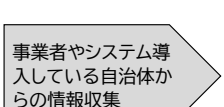
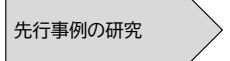
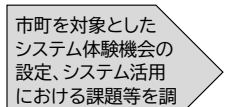
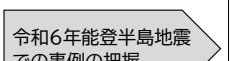
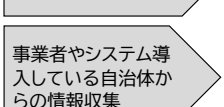
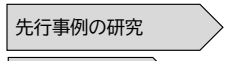
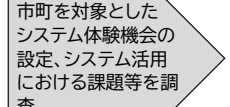
取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
50		2(1)⑤ 外国人住民が安心して避難生活を送るための環境整備	外国人住民が安心して避難所生活を送れるよう、避難所内の案内を「やさしい日本語」や多言語で表示するほか、多くの外国人住民の避難が予想される避難所には、あらかじめ避難所情報伝達キット(通称「つ・た・わ・るキット」)(※)の配備を進めるとともに、使用方法を含めた外国人避難者受入訓練や外国人防災リーダーの育成に取り組む。 また、災害時には外国人住民からの相談に多言語で対応する「みえ災害時多言語支援センター」を設置することを平時から周知する。 【県】【市町】 ※避難所情報伝達キット:避難所を利用する外国人住民等に向けた、多言語表示やピクトグラム(絵表示)、多言語用語集などのセット。	【避難所情報の多言語化等による外国人被災者支援体制の整備】 ○市町防災担当者に「つ・た・わ・るキット」を周知する(R6) ○外国人避難者受入訓練を実施するとともに外国人防災リーダーを育成する(R6) ○県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)等で「みえ災害時多言語支援センター」を周知する(R6)	○市町防災担当者に会議において「つ・た・わ・るキット」を周知した。 ※引き続き周知を行っていく。 ○亀山市と連携して外国人避難者受入訓練及び外国人防災リーダー育成を実施した。 ※引き続き訓練及び育成を行っていく。 ○県多言語情報提供ホームページ(MieInfo)のトップページにリンクを掲載するとともに、みえ外国人相談サポートセンター(MieCo)のSNSで発信し周知した。 ※引き続き周知を行っていく。	  			環境生活部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
51		2(1)⑥ ペットとの同行避難・同伴避難対策の検討	先進事例を参考に、県と市町が連携し、ペットとの同行避難・同伴避難対策を検討する。 【県】【市町】	【ペットの避難対策の事例収集】 ○国における調査報告書や各種ガイドラインにより、令和6年能登半島地震での事例やペット避難に関する被災市町の対応状況について把握する(R6) ○医療保健部にも意見を聞きながら、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定内容を検討する(R6) ○ペット同行避難等に関する事項について、県の避難所運営マニュアル策定指針に記載する(R6) ○避難所におけるペットの避難対策に必要な資機材備蓄への財政支援を実施する(R7) ○避難所運営における市町の課題に対して解決を図るための専門家派遣を実施する(R7)	○国において改定等がされた「避難所運営ガイドライン」、「避難所における良好な生活環境に向けた取組指針」、各種通知の内容及び医療保健部の意見をふまえ、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定を行った。	 			防災対策部	R6～7 対応予定
52	2(1) 避難所運営		仮設トイレや入浴施設にかかる課題について、どのような解決手段があるのかを有識者の意見も聴きながら検討する。 また、誰もが利用しやすい環境が整った福祉避難所の指定をさらに進める。 【県】【市町】	【要配慮者への対応事例の収集】 ○国における調査報告書や各種ガイドラインにより、令和6年能登半島地震での事例を把握するとともに、高齢者の災害支援対策に関する有識者との意見交換を行う(R6) ○要配慮者への対応に関する事項について、県の避難所運営マニュアル策定指針に記載(R6) ○避難所における要配慮者への対応に必要な資機材備蓄への財政支援を実施(R7) ○避難所運営における市町の課題に対して解決を図るための専門家派遣を実施(R7)	○国において改定等がされた「避難所運営ガイドライン」、「避難所における良好な生活環境に向けた取組指針」、各種通知の内容及び有識者の意見をふまえ、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定を行った。	 			防災対策部	R6～7 対応予定
53		2(1)⑦ 要配慮者への対応	仮設トイレや入浴施設にかかる課題について、どのような解決手段があるのかを有識者の意見も聴きながら検討する。 また、誰もが利用しやすい環境が整った福祉避難所の指定をさらに進める。 【県】【市町】	【誰もが利用しやすい福祉避難所の指定】 ○全市町を対象に福祉避難所指定状況等調査を実施する(R6～R8) ○福祉避難所の設置・運営を支援するため、市町職員や福祉施設職員等を対象に実務研修を実施(年2回)する(R6～R8) ○福祉避難所にかかる現状や課題等をより詳細に把握し、指定を促進するため、全市町を対象にヒアリングを実施する(R6) ○市町に対して、福祉避難所の設置・運営に必要な助言や他市町での取組事例の情報共有を行う(R7/R8)	○全市町を対象に福祉避難所指定状況等調査を実施した。 ○福祉避難所の設置・運営を支援するため、市町職員や福祉施設職員等を対象に福祉避難所の設置・運営に関する実務研修(年2回)を実施した。 ※今後も引き続き、調査及び研修を実施する。 ○全市町を対象にヒアリングを実施し、福祉避難所にかかる現状や指定にあたっての課題を把握した。	   			子ども・福祉部	R6～7 対応予定
54		2(1)⑧ 活動環境の整備	各避難所へのパソコンをはじめとした事務処理機器の配備や災害時でも利用できるネットワーク環境を整備する。 【市町】	【避難所運営の資機材の配備促進】 ○避難所の情報通信機器の整備状況に関する市町の対応状況を把握する(R6) ○避難所の情報通信機器の整備の必要性について、県の避難所運営マニュアル策定指針に記載する(R6) ○避難所への情報通信機器の導入にかかる財政支援を実施する(R7) ○避難所運営における市町の課題に対して解決を図るための専門家派遣を実施する(R7)	○市町における避難所の情報通信機器の整備状況に関する調査を実施した。 ○避難所の情報通信機器の整備の必要性について、県の避難所運営マニュアル策定指針へ記載した。	 			防災対策部	R6～7 対応予定

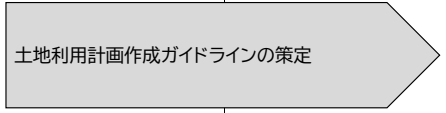
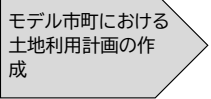
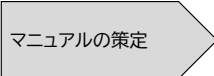
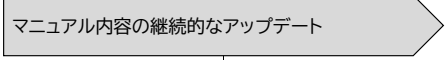
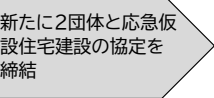
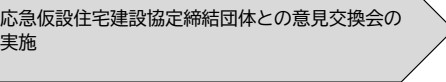
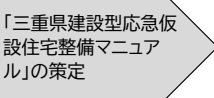
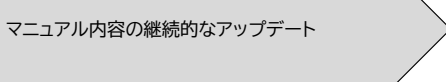
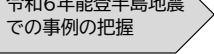
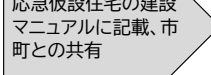
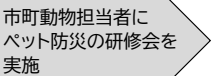
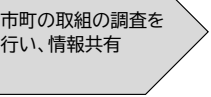
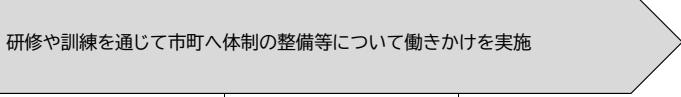
取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況	
55	2(1)避難所運営		避難所へ必要な物資を確実かつ迅速に供給できるよう、避難所から直接物資の要請ができ、また、国、県、市町がリアルタイムで在庫管理、調達、輸送等にかかる情報を一元的に管理・共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の利用を徹底する。あわせて、システムを確実に運用できるよう、訓練を実施する。また、物資の輸送が遅れることも想定し、初期の対応に十分な量の物資の備蓄を進める。 【県】【市町】	【物資提供体制の整備】 ○平時より「物資調達・輸送調整等支援システム」を用いた県備蓄物資の在庫管理を徹底するため、「三重県広域物資輸送拠点 備蓄物資在庫管理マニュアル」を策定する(R6) ○「物資調達・輸送調整等支援システム」の運用にかかる実災害を想定した物資輸送訓練を実施する(R6～)	○令和6年7月に「三重県広域物資輸送拠点備蓄物資在庫管理マニュアル」を策定した。 ○三重県総合図上訓練、三重県総合防災訓練、その他地方部独自訓練において、「物資調達・輸送調整等支援システム」を用いた物資輸送訓練を実施した。 ※R7以降も備蓄物資在庫管理マニュアル活用等にかかる地域防災総合事務所(地域活性化局)との意見交換の機会を設けるとともに、内閣府システムの操作研修や実災害を想定した物資輸送訓練に継続して取り組んでいく。	「三重県広域物資輸送拠点備蓄物資在庫管理マニュアル」を策定			地域連携・交通部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)	
56		2(1)⑨避難所からの要請に応じた確実な物資の供給	避難所へ必要な物資を確実かつ迅速に供給できるよう、避難所から直接物資の要請ができ、また、国、県、市町がリアルタイムで在庫管理、調達、輸送等にかかる情報を一元的に管理・共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の利用を徹底する。あわせて、システムを確実に運用できるよう、訓練を実施する。また、物資の輸送が遅れることも想定し、初期の対応に十分な量の物資の備蓄を進める。 【県】【市町】	【避難所への物資供給体制の整備】 ○発災初期に十分な備蓄物資を提供するため、「三重県備蓄・調達基本方針」で定める備蓄の必要量を計画的に確保する(R6～R8)	○R6年度の必要量を確保した。		基本方針に基づく備蓄物資の購入			防災対策部	R6～8 対応予定
57			避難所へ必要な物資を確実かつ迅速に供給できるよう、避難所から直接物資の要請ができ、また、国、県、市町がリアルタイムで在庫管理、調達、輸送等にかかる情報を一元的に管理・共有できる内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」の利用を徹底する。あわせて、システムを確実に運用できるよう、訓練を実施する。また、物資の輸送が遅れることも想定し、初期の対応に十分な量の物資の備蓄を進める。 【県】【市町】	【市町の備蓄の促進支援】 ○避難所における備蓄にかかる財政支援を実施する(R6) ○避難所における備蓄対象を拡充し、財政支援を実施する(R7) ○避難所運営における市町の課題に対して解決を図るための専門家派遣を実施する(R7)	○地域減災力強化推進補助金により、避難所における毛布、簡易トイレ、発電機等の備蓄を進める市町を財政支援を実施した。	避難所における備蓄に係る財政支援	備蓄対象を拡充し、避難所における備蓄への財政支援、避難所運営の課題に対する専門家の派遣			防災対策部	R6～7 対応予定
58		2(1)⑩避難所における警備体制の確保	避難所の安全を確保するため、民間の警備会社等への委託も含めた警備体制についてあらかじめ検討する。 【市町】	【民間委託による避難所運営事例の収集】 ○被災市町への聴き取りにより、過去の災害での民間委託による避難所運営に関する事例(避難所運営に関する課題、取組事例等)を把握(R6) ○民間委託による避難所運営に関する事項について、県の避難所運営マニュアル策定指針に記載(R6)	○被災市町における民間委託による避難所運営事例の聴き取り等により把握した事例をふまえ、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定を行った。 ※避難所における警備体制について、警備会社等へ委託した被災市町の事例を紹介しながら、避難所運営マニュアルの改定等を検討するよう、市町へ依頼していく。	民間委託による避難所運営事例に係る被災市町への聴き取り 民間委託による避難所運営に係る事項を避難所運営マニュアル策定指針に記載	避難所運営マニュアルの改定等を検討するよう市町へ働きかけを実施			防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
59		2(1)⑪教育活動の再開を見据えた学校施設の利用方法の設定 【県】【市町】	避難者の居住スペースや避難所運営に必要な場所など、学校が避難所となった際の施設の利用方法についてあらかじめ定めておく。また、避難した住民が施設を適切に利用できるよう、居住場所などの施設の利用方法をわかるよう工夫する。 【県】【市町】	【学校を避難所とする際のルールの設定】 ○市町等教育委員会や県立学校訪問を通して、避難所として利用した学校施設で学校再開に支障が出た事実や避難所として学校施設を利用する際の学校再開をふまえた利用方法について説明する。県立学校において、大規模地震を想定した学校施設の避難所の利用方法について訓練を行う(R6～R8) ※県立学校については、令和6年9月6日に県内に大規模地震が発生したことを想定して、避難所開設、避難者への対応や職員室、事務室、理科室などの避難所利用を制限する訓練を実施済。	○市町等教育委員会を訪問し、能登半島地震で課題となった学校施設の避難所運営について説明するとともに、県内市町の学校施設の避難所運営方法について、市町防災担当者同席のもと、意見交換を実施した。 ○県立学校については、3か年で全県立学校を訪問し、能登半島地震で課題となった学校施設の避難所運営について説明するとともに、市町の避難所運営や避難所指定に向けた協力を依頼する。 (令和6年度は9月中旬までに実施した。)	学校施設の避難所運営の課題を市町等教育委員会や県立学校へ説明	学校施設の避難所運営について県立学校と意見交換を実施	学校施設の避難所運営について県立学校と意見交換を実施	教育委員会事務局	R6～8 対応予定	

取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
60	2(1) 避難所運営	2(1)⑫ 学校に避難所が設置されている環境での学校活動の検討	学校に避難所が設置されている環境下でも、児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう検討するとともに、運動場や体育館が使用できない場合における体育授業の実施方法についても検討する。 さらに、「学校における防災の手引き」への反映について検討する。 【県】【市町】	【学校に避難所が設置されている環境での学校活動】 ○ 文部科学省が大規模災害時に被災地域外から教職員等を派遣する枠組みとして、「D－EST(Disaster Education Support Team)」の新設に伴うガイドラインや手引き等の作成を予定していることから、「限られた場所における体育授業の実施方法」について手引きに反映するよう、意見出しを行う(R6～R8) ○ 文部科学省作成のガイドラインや手引き等に「限られた場所における体育授業の実施方法」が反映された場合は、三重県教育委員会作成の「学校における防災の手引き」に反映する(R6～R8)	○県内全市町等教育委員会を訪問し、市町の「限られた場所における体育授業の実施方法」について聴き取りを行ったが、先進的な事例や検討している事例は無かった。 ○文部科学省主催の学校支援チーム意見交換会に参加し、ガイドラインや手引き等に「限られた場所における体育授業の実施方法」を記載するように依頼した。				教育委員会事務局	R6～8 対応予定
61		2(2)①避難所の感染症対策の強化	避難所内の感染症の蔓延を防止するため、避難所運営マニュアルに基づき、感染者の隔離や専用の動線確保を図る避難所運営訓練を実施する。また、感染症対策に必要な備品を避難所に備える。 【市町】	【避難所における感染症対策の事例収集】 ○国における調査報告書や各種ガイドラインにより、令和6年能登半島地震での事例を把握する(R6) ○市町に対して、避難所における感染症対応をまとめた「避難所アセスメント実施報告書(令和6年3月)」を周知する(R6) ○避難所における感染症対策に関するノウハウについて、県の避難所運営マニュアル策定指針へ記載する(R6) ○自主防災組織や自治会を対象とした避難所運営研修を実施する(R7) ○避難所における感染症対策に必要な資機材備蓄への財政支援を実施する(R7) ○避難所運営における市町の課題に対して解決を図るための専門家派遣を実施する(R7)	○国において改定等がされた「避難所運営ガイドライン」、「避難所における良好な生活環境に向けた取組指針」、各種通知の内容をふまえ、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定を行った。 ○避難所アセスメント実施報告概要について、県の避難所運営マニュアル策定指針への記載を進め、周知に活用できるようにした。	  	 		防災対策部	R6～7 対応予定
62			関係団体との協定締結等により仮設トイレの供給体制を強化する。 また、し尿処理についても既存の処理体制の実効性を高めるため、訓練等を実施するとともに、避難場所や避難所の防災機能を強化するため、断水時にも避難者が使用できるマンホールトイレや防災井戸など、防災施設を整備する。 【県】【市町】	【関係団体との協定締結による仮設トイレ供給体制の確保】 ○ 仮設トイレの供給体制を強化するため、関係団体と三重県との間で、災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に係る協定を締結する(R6) ○ 訓練等を通じて、協定の実効性及び相手方との連携強化を図る(R6～)	○ 一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部ブロック及び一般社団法人三重県建設業協会、三重県との間で「災害時における仮設トイレ等のあっせん・供給に関する協定」を締結した。(5/31締結) ※今後、訓練等を通じて協定の実効性及び相手方との連携強化を図っていく。				防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
63			関係団体との協定締結等により仮設トイレの供給体制を強化する。 また、し尿処理についても既存の処理体制の実効性を高めるため、訓練等を実施するとともに、避難場所や避難所の防災機能を強化するため、断水時にも避難者が使用できるマンホールトイレや防災井戸など、防災施設を整備する。 【県】【市町】	【し尿処理体制の確保】 ○し尿処理体制の実効性を高めるため、市町等の職員と県職員を対象とした災害廃棄物処理人材養成講座で、災害廃棄物処理に係る協定締結団体・事業者とともに、し尿処理体制の構築に関するセミナーや図上演習を実施する(R6)	○市町等の職員と県職員を対象とした災害廃棄物処理人材養成講座で、災害廃棄物処理に係る協定締結団体・事業者とともに、し尿処理体制の構築に関するセミナーや図上演習を実施した。 ※引き続き図上演習やセミナーを実施していく。				環境生活部 環境共生局	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
64	2(2) 健康保持	2(2)②仮設トイレの供給及びし尿処理体制の確保	関係団体との協定締結等により仮設トイレの供給体制を強化する。 また、し尿処理についても既存の処理体制の実効性を高めるため、訓練等を実施するとともに、避難場所や避難所の防災機能を強化するため、断水時にも避難者が使用できるマンホールトイレや防災井戸など、防災施設を整備する。 【県】【市町】	【マンホールトイレや防災井戸等の整備】 ○一時避難場所である県庁前公園の防災機能を強化するため、断水時にも使用できるマンホールトイレや防災井戸等の防災施設を整備する(R6～R8) (※)整備内容: マンホールトイレ(5基)、資材倉庫、水源(防災井戸、貯水槽)、照明(太陽光タイプ)、かまどベンチ、案内板	○詳細設計・地質調査を完了した。				県土整備部	R6～8 対応予定
65			関係団体との協定締結等により仮設トイレの供給体制を強化する。 また、し尿処理についても既存の処理体制の実効性を高めるため、訓練等を実施するとともに、避難場所や避難所の防災機能を強化するため、断水時にも避難者が使用できるマンホールトイレや防災井戸など、防災施設を整備する。 【県】【市町】	【避難所等の防災施設の整備支援】 ○市町における取組の実態(防災井戸の制度、防災井戸の整備数など)を把握する(R6) ○防災井戸の整備等に対し、市町への財政支援を実施する(R7) ○市町への財政支援実績などを踏まえ、市町に対して好事例を横展開する(R7)	○市町における防災井戸の状況について調査を実施した。		 		防災対策部	R6～7 対応予定
66		2(2)③避難所の生活ルールの徹底	避難所における付帯設備の耐震対策をさらに進めるとともに、土足禁止や通常トイレの使用禁止といった基本的なルールについて、平時から避難所運営訓練等を通じて、地域住民に啓発を行う。 【市町】	【避難所の安全性向上の取組の事例収集】 ○国における調査報告書や各種ガイドラインにより、令和6年能登半島地震での事例を把握する(R6) ○避難所における耐震対策や健康管理に関するノウハウについて、県の避難所運営マニュアル策定指針へ記載する(R6) ○自主防災組織や自治会を対象とした避難所運営研修を実施する(R7) ○避難所の安全性向上に対する財政支援を実施する(R7) ○避難所運営における市町の課題に対して解決を図るための専門家派遣を実施する(R7)	○国において改定等がされた「避難所運営ガイドライン」、「避難所における良好な生活環境に向けた取組指針」、各種通知の内容をふまえ、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定を行った。		 		防災対策部	R6～7 対応予定

取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況	
67	2(2)	④避難所立ち上げ当初からの衛生環境の確保	避難所を立ち上げる当初から避難生活における衛生環境の確保を念頭におき、感染症対策としての段ボールベッドの有効性や避難所内の換気や消毒の実施、ゴミ集積場所の設置・確保、支援物資として供給される食品の管理など、避難者の健康を保持するために必要となる対策や効果的な手法について、あらかじめ住民に啓発するとともに、避難所運営訓練の実施を通じて実効性を高める。 【市町】	【避難所の安全性向上の取組の事例収集】 ○国における調査報告書や各種ガイドラインにより、令和6年能登半島地震での事例を把握する(R6) ○避難所における衛生管理(衛生管理、感染症対策)に関するノウハウについて、県の避難所運営マニュアル策定指針へ記載する(R6) ○自主防災組織や自治会を対象とした避難所運営研修を実施する(R7) ○避難所における衛生管理に必要な資機材備蓄に財政支援を実施する(R7)	○国において改定等がされた「避難所運営ガイドライン」、「避難所における良好な生活環境に向けた取組指針」、各種通知の内容をふまえ、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定を行った。	令和6年能登半島地震での事例の把握 避難所の衛生管理に係るノウハウを避難所運営マニュアル策定指針に記載	避難所の衛生管理に係る資機材備蓄への財政支援、避難所運営の課題に対する専門家の派遣 自主防災組織等を対象とした避難所運営研修の実施		防災対策部	R6～7 対応予定	
68		⑤身体機能低下を防止する対策の検討	避難所における生活不活発病を予防するため、毎日の体操の実施ほか、避難所内の掃除当番の分担等を通じて体を動かす機会を設けるなど、身体機能低下を防止するための様々な対策を検討し、避難所運営マニュアル等に盛り込む。 【県】【市町】	【避難所における健康管理の取組の事例収集】 ○国における調査報告書や各種ガイドラインにより、令和6年能登半島地震での事例を把握する(R6) ○避難所における健康管理に関するノウハウについて、県の避難所運営マニュアル策定指針へ記載する(R6) ○自主防災組織や自治会を対象とした避難所運営研修を実施する(R7) ○避難所における健康管理に必要な資機材備蓄への財政支援を実施する(R7) ○避難所運営における市町の課題に対して解決を図るための専門家派遣を実施する(R7)	○国において改定等がされた「避難所運営ガイドライン」、「避難所における良好な生活環境に向けた取組指針」、各種通知の内容をふまえ、県の避難所運営マニュアル策定指針の改定を行った。	令和6年能登半島地震での事例の把握 避難所の健康管理に係るノウハウを避難所運営マニュアル策定指針に記載	避難所の健康管理に係る資機材備蓄への財政支援、避難所運営の課題に対する専門家の派遣 自主防災組織等を対象とした避難所運営研修の実施		防災対策部	R6～7 対応予定	
69		2(2)健康保持	⑥災害関連死を防ぐための避難対策の検討	今回の事例では、1.5次避難・2次避難は健康を保持するための有効な選択肢であった。要配慮者の命を守るため、災害の規模に応じた様々な避難対策を訓練等を通じて検討する。 また、1.5次避難・2次避難の避難先となり得る施設を県と市町で共有する。 【県】【市町】	【1.5次避難、2次避難に向けた環境整備】 ○令和6年能登半島地震における1.5次避難及び2次避難に関する課題等について情報を収集する(R6) ○国の動向を踏まえて、要配慮者等の被災地外への避難方法や受け入れ可能施設の検討を行う(R7/R8)	○中央防災会議による「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」により被災者と宿泊施設や各種サービスとのマッチングの事前準備の必要性等の課題を把握した。	令和6年能登半島地震での課題等の情報収集	国の動向を踏まえて、要配慮者等の被災地外への避難方法や受け入れ可能施設の検討の実施		防災対策部	R6～8 対応予定
70			⑦避難所生活において心身の不調が生じた場合の支援	避難所生活において心身の不調が生じた避難者が、症状に応じた支援を受けられるよう、避難所運営マニュアルにDMAT、DPAT、保健師チーム等のチームごとの役割や活動内容、つながり(連絡先等)を記載し、避難所から適切に保健医療活動を行うチームにつなぐことができるようにする。 【県】【市町】	【避難所運営マニュアルの充実】 ○心身の不調が生じた避難者を適切に保健医療活動を行うチーム(DMAT、DPAT、保健師チーム等)へつなぐことができるよう、チームごとの役割や活動内容、連絡先等を避難所運営マニュアル策定指針に記載する(R6)	○被災地で保健医療活動を行う機関について、役割や活動場所等を、県の避難所運営マニュアル策定指針へ記載した。 ※市町や関係機関に情報共有を行っていく。	避難所運営マニュアル策定指針への記載	市町や関係機関への情報共有		医療保健部/ 防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
71			⑧避難者に対する保健活動の体制づくり	避難者の健康状態の変化を見逃さず、適切な対応が行えるよう、各チームが保健医療活動に係る活動方針や避難者の健康状態を情報共有しながら、連携して活動できる体制を検討する。あわせて、各チームが連携した活動を実施することができるよう訓練を通して実効性を高めていく。 【県】【市町】	【災害時保健活動体制の整備】 ○令和6年能登半島地震での気づきや課題等を県及び市町の保健師や災害担当者等に共有し、今後の災害対応に生かすため、令和6年能登半島地震で活動した保健師等チームの活動報告会を開催する(R6) ○令和6年能登半島地震では、多職種(DMATやDPAT等)との役割分担や連携の課題が浮き彫りになったことから、三重県災害時保健師活動マニュアル等の改定に向けて、有識者からの意見を聴取する(R6) ○三重県災害時保健師活動マニュアル等の改定を行う(R7) ○各保健所で策定している市町との連携マニュアル等の改定を行う(R7) ○県及び市町の保健師を対象に、災害時保健活動に関する保健師人材育成研修を開催する(R7) ○市町保健師を対象に、受援における市町と保健所の連携に関する人材育成研修を開催する(R7) ○多職種と災害時の活動に関する連携を強化するため、保健師等が保健所や市町で開催される発災直後の受援体制整備に関する防災訓練に参加する(R7/R8) ○改定マニュアルにより災害時保健活動に関する保健師の人材育成研修等を実施する(R8)	○令和6年度は保健師等チームの活動報告会を10月25日に開催し、災害支援活動の実際や課題、対応策について情報共有を図ることができた。 ○三重県災害時保健師活動マニュアル等の改定に向けて、有識者による講義や助言を基に、本県の災害支援活動における現状と課題、対応策について検討を行った。	保健師等チームの活動報告会の開催 マニュアル等の改定に向け、有識者による講義や助言を基に、本県の災害支援活動における現状と課題、対応策について検討	保健所等の協力を得ながら年度内に改定 災害時保健活動に関する保健師人材育成研修の開催 受援における市町と保健所の連携に関する人材育成研修の開催 発災直後の受援体制整備に関する防災訓練に参加 改定マニュアルにより災害時保健活動に関する保健師の人材育成研修等の実施		医療保健部	R6～8 対応予定
72	⑨歯科診療の体制確保	歯科診療所が被災した場合の被災者への歯科診療体制について、他府県の事例も参考にして、関係団体とともに検討する。 【県】	【歯科診療体制の確保】 ○歯科診療所が被災した場合の被災者への歯科診療体制の充実を図るため、以下の取組を行う。 ○災害時の歯科保健医療活動と受援に関する研修を実施する(R6/R7) ○関係団体とともに災害時歯科診療体制について検討する(R6/R7) ○歯科診療用車両の配備支援のため国庫補助金の交付申請等を行う(R7)	○災害時の歯科保健医療活動と受援等に関する研修を実施した。 ○関係団体とともに災害時歯科診療体制について検討を行った。	災害時の歯科保健医療活動と受援に関する研修の実施 関係団体とともに災害時歯科診療体制について検討 歯科診療用車両の配備支援のため国庫補助金の交付申請等			医療保健部	R6～7 対応予定		

取組 番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況	
73	2(2) 健康保持	2(2)⑩ 災害ケースマネジメント実施体制の整備	災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりに寄り添い、自立・生活再建を支援するために有効な手法であることから、より多くの市町において導入が進むよう、取組を行うにあたっての標準的な体制や方法等について示した指針を策定する。 【県】【市町】	【災害ケースマネジメント実施体制の整備】 ○災害ケースマネジメントに取り組む自治体の先進事例の情報を収集する(R6) ○県内市町において災害ケースマネジメントの導入が進むよう、災害ケースマネジメントの実施にかかる新たな指針を策定する(R7)	○災害ケースマネジメントに先進的に取り組んでいる自治体を訪問し、指針等の策定に係る検討メンバーや県と市町の役割、アウトリーチの実施体制、ケース会議の運営、被災者支援に係る情報共有の方法等について聞き取りを行った。 ○災害時の協定を締結している士業団体を訪問し、県の災害ケースマネジメント取組への理解や災害時における被災者支援の課題について意見交換を行った。				防災対策部	R6～7 対応予定	
74		2(3)① 災害ボランティアへの適切な情報発信	みえ災害ボランティア支援センターにおいて、一般(個人)ボランティアへ提供する情報と、災害ボランティア団体(NPO等)へ提供する情報が混同されないよう、情報発信のあり方や情報提供の方法を検討する。 【県】	【災害ボランティアへの情報発信のあり方と情報提供の方法の整理】 ○災害ボランティアへ適切な情報発信を行えるよう、災害時における情報発信のあり方や情報提供の方法について検討する(R6/R7) ○検討結果を「みえ災害ボランティア支援センター(MVSC)設置マニュアル」へ反映する(R6/R7)	○みえ災害ボランティア支援センター幹事団体から、災害時の情報提供に係る課題についての意見を収集・整理した。				環境生活部	R6～7 対応予定	
75	2(3) 災害ボランティア	2(3)② 行政、社会福祉協議会、災害ボランティア団体(NPO等)の連携強化	県内各地域において、行政、社会福祉協議会、災害ボランティア団体(NPO等)の連携強化に取り組む。また、災害ボランティア団体を円滑に受け入れるための体制づくりに関する研修等の実施や、支援団体間のコーディネートを行う災害中間支援組織の育成を図る。 【県】【市町】	【行政、社会福祉協議会、災害ボランティア団体(NPO等)の連携強化及び災害ボランティアを円滑に受け入れる体制整備】 ○市町、市町社会福祉協議会、災害ボランティア団体(NPO等)の連携体制を強化するための研修会を実施する(R6) ○災害ボランティア団体を円滑に受け入れる体制を整備するため、三重県総合防災訓練において、みえ災害ボランティア支援センターと関係機関(市町、市町社会福祉協議会、NPO等)が協働し、現地災害ボランティアセンター及び現地協働プラットフォーム設置・運営訓練を行う(R6) ○みえ災害ボランティア支援センター機能強化のため、全国域の災害中間支援組織等との役割分担を整理するとともに、連携した訓練・研修等を実施する(R6/R7)	○災害ボランティア受入れ体制強化のため、「県・市町担当者研修会」や、松阪市における「市町三者連携モデル研修会」、シンポジウム「災害時の『連携』について考える」を開催した。 ※引き続き研修会等を実施していく。 ○三重県・志摩市総合防災訓練において、現地災害ボランティアセンター設置・運営訓練のほか、志摩市、志摩市社会福祉協議会、ボランティア団体と連携し、現地協働プラットフォーム設置・運営訓練を実施した。 ※引き続き訓練を実施していく。 ○災害時における三重県、MVSCとJVOADとの連携や役割分担等について、JVOADと協議を行った。					環境生活部	R6～7 対応予定

取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
復旧										
76	3(1) 公共インフラ	3(1)① 道路・河川・港湾の早期復旧	道路・河川・港湾など公共土木施設の早期復旧に向け、建設業者と締結している「災害時の応急工事等に関する協定」に基づく実動訓練や情報伝達訓練を引き続き実施することにより、建設業者との連携をさらに強化するとともに、県外から多くの建設業者の応援が実施される仕組みについて検討する。 また、道路啓開を迅速に進めるための、国、県、市町、建設業者が連携した中部版「くしの歯作戦」の実効性を高めるとともに、現在の三重県沿岸部を中心とする「くしの歯作戦」に山間部も含めた道路啓開計画となるよう検討を行う。 さらに、復旧資材を迅速に調達できるよう新たな協定の締結や備蓄にも取り組む。 【県】	【建設業者との連携強化と道路啓開計画の見直し】 ○中部幹線道路協議会 道路管理防災・震災対策検討分科会 三重県小分科会において、沿岸部だけでなく、山間部の道路啓開計画についても「中部版くしの歯作戦」の一部として検討を行う(R6/R7) ○道路啓開を迅速に進めるため、建設業協会等との「災害時の応急工事等に関する協定」に基づく訓練を継続し、建設業者との連携強化を行う(R6～R8) ○道路啓開に必要な資材の迅速な調達を図るため、砕石等の復旧資材の確保に向け、三重県砕石工業組合との協定を締結するほか、各建設事務所に橋梁段差対策用の敷板を備蓄する(R7)	○建設業協会等との実動訓練を11月に実施した。 ※今後も引き続き、訓練を実施していく。	   			県土整備部	R6～7 対応予定
77		3(1)② デジタル技術の導入による災害査定の迅速化	速やかな災害復旧につなげるため、施設台帳の電子化や現場へのタブレットの配備を推進するとともに、ドローンや360°カメラによる撮影、スマートフォンのLiDAR機能を用いた3次元測量、WER7取組完了予定会議方式によるリモート査定など、災害復旧事業におけるデジタル技術の活用を進める。 【県】	【災害時におけるデジタル技術の活用】 ○道路幅員等の情報を迅速かつ確実に把握できるよう、道路台帳附図の電子化を推進する(R6/R7) ○災害時に職員がデジタル技術を活用できるよう、各事務所内の指導を担う職員向けに、ドローンなどのデジタル機器やソフトの操作方法に関する研修を実施する(R6～R8) ○現場で使用できるよう、タブレットを事務所へ配付する(R6/R7)	○道路台帳附図の電子化 ⇒ 4事務所(桑名、四日市、鈴鹿、伊賀)分の電子化が完了した。 ○職員への研修8回 市町への研修1回実施済み ※今後も引き続き、研修を実施していく。 ○事務所へのタブレット配付 ⇒ 各建設事務所2台購入済	  			県土整備部	R6～7 対応予定
78		3(1)③ 農地・農業用施設の災害復旧に必要なスキルを有した人材の育成	今回現地に派遣した職員が得た災害復旧の経験知を職員間で共有するとともに、毎年実施されている国による災害復旧研修への参加職員数を増やす等、被災時における職員の対応能力の向上を図り、迅速な農地・農業用施設の災害復旧に必要なスキルを有した職員の育成を進める。 【県】【市町】	【災害復旧にかかる技術力の向上】 ○通常業務の中で、農地・農業用施設の管理に携わることが少ないことから、災害復旧に対しての臨時的な対応や、災害復旧事業のための費用積算方法や制度の運用に係るノウハウなどの技術力を向上する必要があるため、以下の取組を強化していく。 ○被災地支援のための派遣職員が得た経験をもとに、これまでの災害復旧にかかる業務の点検を行い、研修内容を随時改良していく(R6) ○職員の研修制度の見直しを行い、体験型の研修方法について検討を進める(R6) ○災害復旧にかかる実効的な研修に取り組む(R7) ○体験型研修の実施を行うとともに、新たな経験知があれば改良を重ねていく(R7)	○今年度災害が発生した地域では、災害査定に当たり、災害復旧担当者以外の事務所職員が現場調査、積算などを実践したことで災害対応経験職員の増となった。 ○各事務所主催で毎年度実施している現場研修会に現場体験型の災害復旧を取り入れることを検討している。	  			農林水産部	R6～7 対応予定
79		3(2)① 被害認定調査を実施する職員への事前研修の充実	被害認定調査業務に派遣された職員が被災地において不安を感じることなく調査できるよう、これまで以上に事前研修を丁寧に実施する。 また研修メニューには、家屋間取り図の作成方法も含め、能登半島地震で得られた気づきを反映させる。 【県】	【被害認定調査に関する研修の充実】 ○被害認定調査に関する研修(地震編・水害編)を実施する(R6) ○令和6年度の研修結果を踏まえ、研修内容を充実する(R7)	○市町職員等を対象とした被害認定調査に関する研修(地震編・水害編)を実施した。	 			防災対策部	R6～7 対応予定
80		3(2)② デジタル技術を活用した被害認定調査の検討	新潟県をはじめ他県の取組を参考にしながら、デジタル技術を活用した被害認定調査について検討する。 【県】【市町】	【被害認定調査のシステム活用を検討】 ○事業者やシステム導入している自治体から情報を収集する(R6) ○令和6年能登半島地震での事例を把握する(R6) ○先行事例を研究する(R7) ○市町職員を対象にシステムが体験できる機会を設けるとともに、システム活用における課題等を調査する(R7)	○市町における被害認定調査システムの導入状況に関して調査を実施し、情報収集を行った。 ○能登半島地震での事例を把握(システム提供事業者への聞き取りなど)した。	   			防災対策部	R6～7 対応予定
81		3(2)③ 被害認定判定手法の検討	能登半島地震の取組事例も参考にして、デジタル技術の導入も含め、被害認定調査を迅速に進めることができる被害認定判定手法や実施体制について検討する。 【県】【市町】	【被害認定調査のシステム活用を検討】 ○事業者やシステム導入している自治体からの情報収集により、令和6年能登半島地震での事例を把握する(R6) ○先行事例を研究する(R7) ○市町職員を対象にシステムが体験できる機会を設けるとともに、システム活用における課題等を調査する(R7)	○被害認定調査システムを開発・運用している事業者からの情報収集や、能登半島地震での事例の収集(システム提供事業者への聞き取りなど)を実施した。	   			防災対策部	R6～7 対応予定

取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
82	3(3) 応急仮設住宅	3(3)① 災害対策に必要な用地の確保	現在確保している応急仮設住宅建設用地や救助機関進出拠点、災害廃棄物仮置場等の用地について、必要となるライフラインの整備状況、交通アクセスなどの要件に加え、浸水等の災害リスクについても改めて確認し、新たな用地の確保も含め、発災時の対応を検討する。 【県】【市町】	【迅速な災害対応を可能とする土地利用計画ガイドラインの策定】 ○災害時に必要となる土地(応急救助機関の活動拠点や応急仮設住宅建設用地等)の利用方法を定めた土地利用計画作成にかかるガイドラインを策定する(R6/R7) ○モデル市町において土地利用計画を作成する(R7)	○モデル市町を決定した。				防災対策部	R6～7 対応予定
83		3(3)② みなし仮設住宅(賃貸型応急住宅)の速やかな提供	可能な限り、被災者の従前の居住地を考慮に入れ、発災後速やかにみなし仮設住宅を提供できるよう、県が協定を締結している不動産関係団体や市町との役割分担、手続きなど必要な事項を整理する。 【県】【市町】	【みなし仮設住宅提供のためのマニュアル検討】 ○マニュアルに盛り込む事項を整理し、マニュアルを策定する(R6)	○マニュアル策定のため、全国調査を実施するとともに、関係団体と協議を進め、マニュアルの策定を行った。 ※令和7年度はマニュアルの実効性を高めるため、関係団体と記載事項の確認を行い、改善に努める。				防災対策部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
84		3(3)③ 被災者のニーズに応じた多様な応急仮設住宅の建設	応急仮設住宅に対する被災者のニーズは多岐にわたることが想定されることから、能登半島地震での建設事例を含め、災害公営住宅など恒久住宅への転用を想定した構法の採用や間取りの工夫、建設にかかる時間、移動型の応急仮設住宅の供給方法等について調査・研究を進めていく。 【県】	【多様な応急仮設住宅への対応】 ○応急仮設住宅の入居者のニーズに対応できるよう、応急仮設住宅の建設が可能な団体と新たに協定を締結する(R6) ○迅速かつ円滑に応急仮設住宅を建設できるよう、応急仮設住宅協定締結団体との建設シミュレーション訓練を行う(R6) ○応急仮設住宅協定締結団体との意見交換会を実施する(R7/R8) ○応急仮設住宅建設シミュレーション訓練を実施する(R7津市予定)(R8開催地未定)	○(一社)日本ムービングハウス協会と協定締結(R6.10.31) ○(一社)日本ログハウス協会と協定締結(R7.3.19) ○(一社)プレハブ建築協会と連携して、応急仮設住宅建設シミュレーション訓練を志摩市において実施(R7.2.4) ※今後も引き続き、意見交換及び訓練を実施していく。				県土整備部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
85		3(3)④ 応急仮設住宅建設にかかるリモート検査の導入	現地に行かなくても検査を実施できるよう、検査者が現場から送信される映像を確認しながら検査を行うリモート検査の導入を検討する。また、検査手順や方法、使用機器などを示したリモート検査にかかるマニュアルを作成しておく。 【県】	【応急仮設住宅建設マニュアルの作成】 ○応急仮設住宅を迅速かつ円滑に建設するため、建設業務に係るマニュアルを作成するとともに、リモート検査に係る内容をマニュアルに反映させる(R6)	○リモート検査に関する内容を盛り込んだマニュアルの作成を行った。 ※必要に応じてマニュアルの見直しを行う。				県土整備部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
86		3(3)⑤ 地域のつながりを維持した応急仮設住宅への入居	地域単位で応急仮設住宅へ入居することの住民への意向確認や地域単位で用地を確保するなど、従前の地域コミュニティの維持に配慮した応急仮設住宅への入居方法の導入について検討する。 【市町】	【応急仮設住宅の入居方法の検討】 ○被災市町への聞き取り調査により、令和6年能登半島地震での事例を把握する(R6) ○応急仮設住宅の建設マニュアルに記載し、市町へ共有する(R7)	○能登半島地震等において仮設住宅を整備した輪島市に聴き取りを行い、入居時の配慮に関する事例を収集した。				防災対策部	R6～7 対応予定
87		3(3)⑥ 応急仮設住宅におけるペットとの同居	応急仮設住宅への入居時、被災者がペットとの同居を希望する場合を想定し、ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備やペットと同居する場合のルール等について検討する。 【県】【市町】	【応急仮設住宅におけるペットとの同居環境(ルール等)の整備】 ○応急仮設住宅等で必要なペット対策の知識向上を図るため、各市町関係部局を対象に、ペットの災害対応に関する研修会を実施する(R6) ○応急仮設住宅の運営を担う市町に対して、応急仮設住宅でペットと同居する際の飼育ルールを定めておく必要性を周知するとともに、市町が取り組むペットの防災対策について調査を行い、取組内容を横展開する(R7)	○各市町関係部局を対象に、ペットの防災対策に関する研修会を実施した。 ○三重県市町等防災担当者連絡会議で、ペットの防災対策についての働きかけを実施した。				医療保健部	R6～7 対応予定
88		3(3)⑦ 応急仮設住宅入居者への生活・健康サポート	石川県の取組を参考にしながら、応急仮設住宅入居者への生活・健康に関するサポート体制について検討する。 【県】【市町】	【応急仮設住宅入居者のサポート体制の構築】 ○応急仮設住宅入居者への生活・健康に関するサポート体制の充実を図るため、令和6年能登半島地震における応急仮設団地やその周辺へのサービス施設の開設の事例について、市町等と情報共有する(R6/R7)	○市町等と共有する能登半島地震の事例を整理した。				医療保健部 (子ども・福祉部)	R6～7 対応予定
89	3(4) 公費解体	3(4)① 公費解体申請受付の円滑化	公費解体の申請手続きを円滑に行うため、申請手順をわかりやすく示した業務手順書やチェックリストの作成、申請受付体制(職員による直営受付、アルバイト、人材派遣等)の整備、受付場所の確保について検討しておく。 【市町】	【申請手順の明確化】 ○研修や訓練を通じて、市町へ公費解体の円滑な申請手続きに必要なマニュアルや体制について検討するように働きかけを行う(R6)	○災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練において、市町に対して気づきの内容及び取組の方向性について共有し、体制の整備等の検討について働きかけを行った。 ※引き続き市町への働きかけを実施していく。				環境生活部 環境共生局	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)

取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況	
90	3(4) 公費解体	3(4)② デジタル機器を活用した申請時の対応	デジタル機器を活用した申請方法を採用する場合には、わかりやすいデジタル機器の操作手順の作成や応対職員の配置等の対応を検討する。 【市町】	【デジタル機器を用いた申請に係る準備】 ○ 研修や訓練を通じて、市町へデジタル機器を活用する際の申請者への配慮(わかりやすいデジタル機器の操作手順の作成や応対職員の配置等)について検討するように働きかけを行う(R6)	○災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練において、市町に対して気づきの内容及び取組の方向性について共有し、体制の整備等の検討について働きかけを行った。 ※引き続き市町への働きかけを実施していく。	研修や訓練を通じて市町へ体制の整備等について働きかけを実施		環境生活部 環境共生局	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)		
91		3(4)③ 公費解体工事における立会日程調整の円滑化	公費解体工事の調整に必要な職員数を想定し体制を整えておくとともに、必要に応じて調整にかかる業務について外部への委託を検討する。 【市町】	【公費解体工事に係る体制の整理】 ○ 研修や訓練を通じて、市町へ公費解体工事の調整にかかる実施体制について検討するように働きかけを行う(R6)	○災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練において、市町に対して気づきの内容及び取組の方向性について共有し、体制の整備等の検討について働きかけを行った。 ※引き続き市町への働きかけを実施していく。	研修や訓練を通じて市町へ体制の整備等について働きかけを実施		環境生活部 環境共生局	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)		
92		3(4)④ 解体業者の宿泊先の確保	発災時に迅速に解体工事が行えるよう、解体にかかる関係団体や宿泊事業者等と連携を図りながら宿泊先や土地の確保についてあらかじめ調整を行っておく。 【県】【市町】	【解体業者の宿泊先調整】 ○ 研修や訓練を通じて、市町へ公費解体工事の調整にかかる実施体制について、県や市町の宿泊施設情報を保有している部署や土地を管理している部署と検討するように働きかけを行う(R6) ○ 公費解体工事の広域的な調整にかかる実施体制について、市町や民間事業団体、県関係機関で構成される災害廃棄物処理に関する連絡会等において協議する(R7/R8)	○災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練において、市町に対して気づきの内容及び取組の方向性について共有し、事前調整の検討について働きかけを行った。 ※引き続き市町への働きかけを実施していく。	研修や訓練を通じて市町へ体制の整備等について働きかけを実施 広域的な調整にかかる実施体制について災害廃棄物処理に関する連絡会等において協議		環境生活部 環境共生局	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)		
93		3(4)⑤ 公費解体に必要なボランティアの協力	ボランティアの協力を得ながら公費解体を迅速に進められるよう、県、市町、社会福祉協議会等の関係機関の間で、家財整理に困っている被災者のニーズや家屋の損壊状況等の情報が円滑に共有される体制を検討し、公費解体手続きに関するマニュアル等に記載する。 【県】【市町】	【ボランティア体制の整理】 ○ 研修や訓練を通じて、市町へボランティアの協力を得ながら公費解体を迅速に進められる体制を検討し、検討結果を公費解体手続きに関するマニュアル等に記載するように働きかけを行う(R6)	○災害廃棄物の仮置場の設置・運営に係る実地訓練において、市町に対して気づきの内容及び取組の方向性について共有し、体制の整備及びマニュアル等への記載の検討について働きかけを行った。 ※引き続き市町への働きかけを実施していく。	研修や訓練を通じて市町へ体制の整備等について働きかけを実施		環境生活部 環境共生局	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)		
94	3(5) 災害廃棄物処理	3(5)① 発災当初の推計を超える災害廃棄物への対応	災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるため、平成26年の三重県地震被害想定結果に基づき県及び県内すべての市町において「災害廃棄物処理計画」を策定している。 平時から計画の実効性を高めるため、市町や関係団体と連携した仮置場の設置・運営に係る実地訓練、図上演習や研修会等を実施しているところであり、さらに今回の石川県における仮置場の追加調整といった事例をふまえ、これらの訓練等を今後も継続することにより、災害廃棄物処理に関する人材育成等を図り、現場対応能力を向上させる。 【県】【市町】	【災害廃棄物処理体制の確保】 ○ 災害廃棄物処理に携わる職員の現場対応能力を向上させるとともに、三重県災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、市町や関係団体と連携し、災害廃棄物仮置場の設置・運営に係る実地訓練や図上演習、研修会等を実施する(R6)	○市町等や関係団体と連携し、災害廃棄物に係るセミナーや研修会、図上演習、災害廃棄物仮置場の設置・運営に係る実地訓練を実施した。 ※引き続き実地訓練、図上演習、研修会等を実施していく。	実地訓練、図上演習、研修会等を実施		環境生活部 環境共生局	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)		
95	3(6) 給水支援	3(6)① 災害時における給水体制の整備	円滑に給水活動が実施できるよう、給水設備のスペックを確認・共有しておくとともに、日頃からの訓練を通じて実施能力の向上を図る。 【県】【市町】	【給水活動体制の強化】 ○市町が保有する給水車や災害拠点施設の給水設備の口径及び接続形式を把握するよう、県、県内全市町及び企業庁で構成する協議会において働きかけを行う(R6) ○給水活動を想定した市町との合同防災訓練を実施する(R6) ○市町による重要な災害拠点施設(病院等)の給水設備(口径及び接続形式)調査の実施を確認する(R7) ○給水活動を想定した研修を実施する(R7)	○市町等出席の協議会において、働きかけを行った。 ○市町との給水訓練を実施した。 ※今後も引き続き、円滑な給水活動の実施に向けた取組を実施していく。	市町が保有する給水車や災害拠点施設の給水設備の口径及び接続形式の把握に関する働きかけを実施	市町による重要な災害拠点施設(病院等)の給水設備(口径及び接続形式)調査の実施確認	給水活動を想定した防災訓練・研修の実施		環境生活部 環境共生局	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)

取組番号	中区分	項目	南海トラフ地震対策の強化に向けた取組の方向性	具体的な取組	進捗状況 (○:R6実績 ※R6対応後の継続取組)	R6. 10～	R7	R8	担当 部局	取組 状況
96	3(7) 福祉サービス	3(7)① 災害時における福祉サービス提供体制の確保	大規模災害時に県内外から応援に入った介護職員等の受入調整を行うため、県、県社会福祉協議会、関係団体で締結している「大規模災害時における応援介護職員等の円滑な受入れに関する協定」等が確実に機能するよう、訓練等を重ねて配置調整等の受援業務を担う職員の育成を図る。 【県】【市町】	【介護職員等の受援業務を円滑に行う人材の育成】 ○大規模災害時に県内外からの介護職員等の応援派遣に関する受入調整を行う職員を育成するため、三重県社会福祉協議会と連携し、研修を実施する(R6～R8)	○大規模災害時に県内外からの介護職員等の応援派遣に関する受入調整を行う職員を育成するため、三重県社会福祉協議会と連携し、三重県広域受援計画介護職員等受入調整本部員研修を実施した。 ※今後も引き続き、研修を実施し職員の育成に取り組む。	県内外からの介護職員等の応援派遣に関する受入調整を行う職員の育成			子ども・福祉部	R6対応(R7以降も継続して実施する取組を含む)
97	3(8) 文化財保護	3(8)① 文化財保護に必要な物品の準備	被災地で文化財保護の活動ができるよう必要な物品(例:ヘルメット、安全靴など)を準備しておく。 また、被災文化財を安全な場所へ移すため、必要となる物品(例:ブルーシート、緩衝資材など)の備蓄を検討する。 【県】	【文化資産保護活動に必要な物品の準備】 ○被災地で文化財保護の活動ができるよう、文化資産防災ネットワークを構成する博物館・美術館等での文化資産保護に必要な物品の備蓄状況を確認し、不足している物品を購入する(R6/R7)	○令和6年度は、文化資産保護に必要な物品を購入し、美術館・図書館に備蓄した。	備蓄状況の確認 ヘッドライト、緩衝資材等の購入	耐切創手袋、使い捨て紙タオル等の購入		環境生活部	R6～7 対応予定
98		3(8)② 救出した文化財の一時保管場所の確保	災害時における文化財の救出や修理等について記載されている「三重県文化財保存活用大綱」(令和2年7月)に基づき、被災文化財の保管場所を迅速に確保できるよう、市町が文化財の一時保管場所の選定を進める。 【県】【市町】	【一時保管場所の選定推進】 ○市町による文化財一時保管場所選定を推進するため、市町に対してその選定について文化財保護関係各種会議で呼びかけ、災害対応の意識深化を図る(R6/R7)	○令和6年度の三重県文化財保護連絡会議において、文化財一時保管場所の選定について市町の文化財保護部局に呼びかけを行い、災害対応の意識を深める取り組みを実施した。	・文化財一時保管場所の選定 ・文化財防災および災害時対応について市町文化財行政担当と情報共有	・文化財一時保管場所リストの集約・管理 ・三重県文化財保護連絡会議において防災・災害時対応について周知・徹底		教育委員会事務局	R6～7 対応予定
99	3(9) 復興に向けた体制整備	3(9)① 復興に向けた手順・体制の検討	石川県等の復興体制について調査したうえで、本県におけるより実効性のある復興体制を検討し、「三重県地域防災計画」や「三重県復興指針」の見直しを行う。 【県】	【地域防災計画の見直し】 ○復興対策本部の所管など、庁内の体制を検討した上で改定を行う(R7) 【三重県復興指針の見直し】 ○能登半島地震による被災自治体の復興に向けた被災後の対応について、現地聴取調査を行う(R6/R7) ○「三重県復興指針」の改定に向け、復興に向けた手順・体制の検討を進める(R7) ○新たな南海トラフ地震被害想定をふまえ、「三重県復興指針」の改定を行う(R8)	○石川県の令和6年能登半島地震被災後の復興に向けた対応について、石川県庁、能登半島地震復旧・復興推進部、創造的復興推進課を訪問し、聴取調査を行った(令和7年2月)。	被災自治体の被災後の状況調査	体制構築の検討	三重県復興指針の改定	防災対策部	R6～8 対応予定